

令和2年

南三陸町議会議録

第10回定例会 令和2年12月8日 開会  
令和3年3月1日 閉会

南三陸町議会

令和 2 年 12 月 15 日 (火曜日)

第 10 回南三陸町議会定例会会議録

(第 6 日目)

令和2年第10回南三陸町議会定例会会議録第6号

---

令和2年12月15日（火曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	浩君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	阿部	彰君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	及川	幸弘君
建設課技術参考 (漁港担当)	田中	剛君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	三浦	勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君

#### 教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	男澤	知樹君

#### 事務局職員出席者

事務局長	男澤	知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野	寛和

#### 議事日程 第6号

令和2年12月15日（火曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 131 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第 132 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第 133 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第 134 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第 135 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第 136 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第 137 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 10 議案第 138 号 町道路線の認定について
- 第 11 議案第 139 号 町道路線の認定について
- 第 12 議案第 140 号 町道路線の変更について
- 第 13 議案第 141 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 142 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 143 号 令和 2 年度南三陸町病院事業会計資本金の額の減少について
- 第 16 議案第 144 号 令和 2 年度南三陸町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 17 議案第 145 号 令和 2 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 18 議案第 146 号 令和 2 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 147 号 令和 2 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 20 議案第 148 号 工事請負契約の締結について
- 第 21 発議第 9 号 2021 年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める意見書の提出について
- 第 22 発議第 10 号 安全・安心な医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について
- 第 23 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件  
日程第 1 から日程第 15 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。本日も、昨日に引き続き議案の審議に入ります。今日は皆様方におかれましては活発な御発言を御期待をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において15番山内昇一君、1番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長送付議案1件、議員提出議案2件が追加して提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、議会活性化特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会における今後の調査活動の内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

6番佐藤正明君から退席の申出があり、これを許可いたします。

---

#### 日程第3 議案第131号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、昨日に引き続き、議案第131号工事請負変更契約の締結についての質疑を継続いたします。

9番今野雄紀君の質疑に対する答弁を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） それでは、今野議員からの御質問に対してもお答えいたします。

設計において使用しておりますブロックは、1個当たりの重量としまして2トンを規定して

おります。それに対して業者から提案のございましたブロックの重量は、1個当たり2.4トンのものでございます。私どもの設計積算では、2トンのものを全体で約3,900個使用しております。それに対し、業者提案の2.4トンのブロックにつきましては、約3,500個使用することになります。また、1個当たりの材料費並びに設置費の合計いたしました単価は、2トンのもので約7万7,000円になってまいります。それに対しまして、2.4トンのものは1個当たり約8万2,000円になります。それぞれ掛け算いたしますと2トンのものでは約3億円、2.4トンのものは約2億8,500万円となります。ここで、約1,500万円の差額が出てまいりますが、それに対しまして諸経費約5割を上乗せいたしますと、約2,400万円の減額になるということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 詳しい答弁、大体分かったんですけれども、そこで伺いたいのは今回こういった大型化にして減額できたわけですけれども、これはこれまでずっと工事てきて、このような工法にたどり着いたというんですか、どうなんでしょう。もしあれで、最初からこういった形でやればできなかつたのか。いろいろ工事自体、進化してきているでしょうか、そのところ、最後伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 設計で用いました1個当たりのブロック重量2トンというのが、現在の全国的に共通する設計の考え方でございまして、ブロックを製作いたしますメーカーによって、先ほど申しましたように微妙に1個当たりの重量が違ったり、あるいは形が変わったりということで、実際に施工する個数が変わってくる場合はございます。

ただ、先ほども申しましたように、現在標準的な設計あるいは積算に用いますのは、あくまでも2トン仕様ということになっておりますので、それを私どもも採用しているということになります。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かったんですけれども、そこで大きさ、若干違っても強度的なものというか、そういうところは十分担保されているのかどうかだけ確認して、終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 1個当たりの重量が異なりますが、全て同様に

いわゆるコンクリートの製品でございますので、しかもおおむね工場で製作されておりますので、そのあたりの品質につきましては十分確保されているものと考えています。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第131号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

6番佐藤正明君が着席しております。

---

#### 日程第4 議案第132号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第132号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第132号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度折立漁港海岸防潮堤右岸災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第132号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度折立漁港海岸防潮堤右岸災害復旧工事。

契約金額、変更前30億6,429万9,120円、変更後30億8,216万2,500円、1,786万3,380円の増額です。

契約の相手方は、只野建設・サトーワークス特定建設工事共同企業体、代表構成員、宮城県登米市豊里町川前150番地、株式会社只野建設、代表取締役只野利幸、構成員、宮城県本吉郡南

三陸町志津川字平井田65番地42、株式会社サトー工務店、代表取締役佐藤茂行。

議案関係参考資料65ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町戸倉長須賀地内。

工期は令和3年2月26日です。

63ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6150号防潮堤について、消費税率の変更に伴い税額を訂正したことなどにより、1,800万円の増額です。

64ページは、工事平面図です。御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。ブロック絡みで、実は私も折立の防潮堤ずっと見てきて、県内で一番早めに造ることが決まったのが、ようやくここに来て完成のあれ見たんですけども、そこで最後の部分のほうになったら、ブロックの形が隣と違うようなんですけれども、それは悪く取るとどこかで余ったやつでも持ってきて、最後に調整するようにやったんじゃないかという思いがするんですけども、なぜあそこのブロックの形が違っているのか。簡単にでよろしいですので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘のとおり、本議案の町が施工いたします防潮堤の両側は、宮城県が施工しております。一方は折立川の河川堤防、もう一方は折立海岸の防潮堤でございます。御指摘のとおり、被覆ブロックが異なっております。

これは、先ほども御質問にもございましたが、設計図書ではあくまでもブロック1個当たりの重量を規定しているものでありますて、どこのメーカーあるいはどういったタイプのブロックを使うかということまでは、規定しておりません。したがいまして、それは工事を請け負った方が選ぶということになってまいります。いわゆる使用する材料を発注者に承認を求めてまいりますが、そこでもって先ほど申しました1個当たりの重量の規格を満たしておれば、基本的にはその材料を使用してもよいという形で、承諾することになるわけです。したがいまして、往々にしていわゆる施工業者が異なりますと、そういうことが起こり得るということをございます。

ちなみに、先ほど申しました町が施工しております防潮堤の両側、同じ県が施工しております

すが、これもいわゆる施工業者、請け負った業者の方が違いますので、よく御覧いただきまと  
と、両者でもブロックが異なっているということになっております。そのように御理解い  
ただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 造る部分が、県と町で違っていたというところは分かりました。そこで  
やはりデザイン的なものとして、ある程度こういった部分は統一する必要が、残されている  
工事があるか分からんんですけども、そういった合わさっているところは業者間で協議  
なりなんなりして、メーカーは違っていても多分そういった形に造れると思うので、そのよ  
うな形で、特にこの折立の地区は今後あまり利活用が、残土を持ってくるような話も先ほど  
は出たんですが、そういったところにおいて、やはり防潮堤ぐらいはと言ったらおかしいん  
ですけれども、小さっぱりしたデザインでもよかったですのかなという想いでいたので、今後も  
しこういう部分があるようでしたら、極力そういった面にも留意したほうがいいと思うんで  
すが、そのところ、再度伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘の趣旨は十分理解いたしますし、またそ  
うあるべきかと考えるところですが、先ほど申しましたように、発注者側から特に行政の立  
場として、特定のメーカーあるいは特定の製品を指定するというのはなかなか、例えばそれ  
が特許製品であってほかに代わり得るものがないという場合を除き、なかなか指定すること  
はできないといいますか、難しいと考えております。あとは、議員御提案のように、工事を  
請け負っていただいた業者間で何らかの調整が行われ、使用する材料の承認を求めてこられ  
れば、私どもとしては大変ありがたいところなんですが、そういったものは例え今回の中立  
の施工時期がずれておりますと、なかなかそういう調整も難しいところがございますので、今後の私どもとしては指導とまではできませんが、工事を請け負っていただいた方  
と、必要に応じて協議をさせていただくということになろうかと思います。

ちなみに、先ほど御審議いただきました清水の防潮堤につきましては、たまたま桜川の河川  
堤防を施工した業者の方と、私どもの海岸防潮堤を施工いただいている業者が、偶然同じ業  
者の方だったのですから、同じタイプのブロックが使われているという事実はございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます、7番です。

何点かお伺いします。66ページの資料、復旧等工事の資料の中で、第3回、失礼しました。

1つページが早くて、撤回します。

○議長（三浦清人君） 8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 以前、アサリの漁場の場所なんですけれども、議会の中で話し合われたと思うんですけれども、工事の後に、そういうアサリをかく時期が来年やってくるわけでございますけれども、工事が終わって海岸線が元のようにきちっとなっているかどうか確認したいと思いますので、御答弁お願ひします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 議員お話しのように、以前あの場所に関しましてはアサリが、たしか戸倉婦人部の運営でやっていたと思うんですけれども、現在防潮堤の下のアサリの漁場の部分が完成したのが、もう既に五、六年たっているというところでございますので、現在、今後アサリが生息できるかどうかという試験調査をやっているという状況でございます。現在のままではアサリは生息できませんので、アサリが生息するためには何回か掘削したり、そういったことが必要であると考えております。ちょっと防潮堤の絡みもあるんですけれども、そもそも以前工事した部分というところがございますので、そこは後、今年度、来年度調査結果を見て種苗の生産という部分を、漁協と一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 私が思いますのは、やはり工事の後に支障のあるものがなければ、いざれしけとか、いろいろ海の環境の変化によって、また自然の力でアサリの漁場が形成されるものと私は考えております。そのときに、やはり工事の後に支障になるものさえ残っていなければ、いざれそういう漁場がまた形成されるのではないかと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 失礼しました。7番です。

1点お伺いします。ここの現場、第3回変更になっております。第2回変更のとき、2,000万円ぐらいの、たしか私の記憶では減額となったことがありました。それにより、前回は減額。そして今度は追加ということなんですかけれども、この辺は前から分かっていたのか。そのときで整合性が取れていないようなんですかけれども、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の主な変更の理由といたしましては、消費税率の改定に伴います税額の調整でございます。したがいまして、今回が最終の変更を予定

しておりますので、いわゆる出来高精算によるものと、大きな要因といったしましては、ただいま申しました消費税率の変更ということで、一度減額したんですが、再度増額ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　消費税であれば、前回減額するとき計算ができていたと思ひますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君）　建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中　剛君）　第2回変更のときに、本来ならばやるべき訂正でございましたが、し忘れておりまして、今回になったということでございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　し忘れていたということを聞くとどきっとしますけれども、今後こういうことのないように、消費税を入れなかつたということは本当に初步的なミスだと思いますので、くれぐれも気をつけていただきたいと思います。以上、終わりります。

○議長（三浦清人君）　ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　お聞きします。関連と言えば関連なんですが、防潮堤の背後地の部分が、以前町から土地が個人と町の買上げ分と、モザイク的に土地が点在していて、なかなかこの開発は難しいという答弁を受けましたが、以前、町長だったと思うんですが、メガソーラーの設置ということがありましたが、やはりモザイク状の土地ということでなかなかそれができない状況だったと。あれから何か月かまたたっていますが、あの土地の利用というのは前回より幾らか改善策として進んでいるんでしょうか。その辺だけお聞きします。

○議長（三浦清人君）　農林水産課長。

○農林水産課長（千葉　啓君）　具体に何か決定しているということではないんですけども、今現在町内の食品会社が、あそこを拠点として駆除したウニの陸上養殖という部分は検討しているという状況ではございますけれども、それは決定ということではないです。

○議長（三浦清人君）　千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　町に対しては地元の事業所をはじめ、町外からのそういった、こういった形の事業をしたいという提案があつたらば積極的にそれに応え、協力するような体制でもって土地の有効活用、この辺が私は一番重要だと思いますので、取りあえずいろんな形、方策を考えて取り組んでいただきたいと思います。今のところ、まだという計画ですので、分かりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この中央付近で、青く描かれているものがあると思うんです。これ、多分取水管かなと思うんですが、町が今工事している防潮堤全てにおいて、取水管に対する考え方というのは、どのように持っていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） あらかじめ、既に今もう取水管というんですか、海水を引き込んでおられる方々から将来の御予定を伺いまして、必要に応じて管を内陸側に引き込むように、そういう管渠を設けております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 要望があれば、それには応えていく。経費とか案分っていうと、持ち方というのはどのように。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 1本1本、個々人の引き込み管を設けることはできませんので、ある程度集約してそれらを収める管渠は私どもで造っております。あとは引き込みの管を、占用という形で町の構造物の下に置かれることになりますので、それについては、また後日占用の許可を取っていただくという手続になってまいります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 後で占用料が発生するということなんですか。このことについて知っている方、知らない方、大分あるようです。終わった後によそのところ聞いて、できるんだつたらば、最初からやればよかったなという方もおるようで、まだ可能なところについては、その辺の工事内容あるいは工事後の対応、できるだけ処置すべきだろうなと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 本格的に防潮堤の工事に入ります前に、全ての漁港の御利用いただいている皆さんを対象に、御案内は差し上げました。その上で御希望のある方を集約して、先ほど申しましたいわゆる共同の管を設置して、その中に収めていただくということで進めております。

ただ、若干余裕もございますので、今後そういったことを御検討の方々がいらっしゃれば、御相談いただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第133号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第133号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第133号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第133号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前5億2,992万1,440円、変更後5億1,081万8,400円、1,910万3,040円の減額です。

契約の相手方は、只野建設・須藤建設特定建設工事共同企業体、代表構成員、宮城県登米市豊里町川前150番地、株式会社只野建設、代表取締役只野利幸、構成員、宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田150番地64、株式会社須藤建設、代表取締役須藤繁。

議案関係参考資料68ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町戸倉津ノ宮漁港内。

工期は令和2年12月18日です。

66ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6152号防潮堤について、防潮堤の端部で管理用通路と町道を取り付けるため、防潮堤のり面をブロックから植生シートに変更することにより、300万円の増額など、漁業集落防災機能強化事業のうち、避難路について別途滝浜漁港防潮堤工事で施工することにより、1,700万円の減額など、以上合計1,900万円の減額です。

67ページは、工事平面図です。

各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

ただいまの説明の中で、66ページですけれども、1,700万円の減額、避難道が別途契約工事で施工するため変更とありますけれども、これはここで一緒にやった場合と別工事でやった場合の差額、どちらのほうが率がいいのか。どっちも補助事業でやれると思うんですけども、なぜここで外してそっちでやるようになったのか。そのいきさつをお伺いします。

それから、ここでは消費税はこれで第4回変更となっておりますけれども、これで間違いなく減額で、あとはないと解してよろしいのか。その辺と、整備計画変更により施工面積の減ということで、後ろの図面で黄色の部分なんですけれども、以前ですとここが平らになっていましたけれども、黄色の部分だけを舗装にして、間が砂利か何かになる、天端は、表面は同じ高さになると思うんですけども、その辺、地元の人たちから何か苦情が出ないのか。これでいいという話になっているのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、避難路につきましては、一部事業用地の取得が難航いたしましたため、今回の契約工期内で施工することが難しくなりましたので、この契約から外して別途工事で施工しようとするものでございます。

変更することによりまして、いわゆる事業費につきましては、実は避難路の計画自体も若干見直しておりますので、一概には申し上げられませんが、そんなに大きく変わるものではないと承知しております。

今回4回目の変更で、しかも工期が今月のあさって、18日に迫っておりますが、現場のほう、もう終了しております。したがいまして、契約工期内の完了ということになります。

水産用地につきましては、地元の方々とも整備計画等についてお話しを進める中で、この

ような決着を見たということでございますので、御理解いただいているものと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 用買ができなかつたからって言うんですけれども、今ここでやれば一緒の工事だと、金額的にはそう大きくならないと思うんですよね。また新たに、この17メートルの道路を変更して、設計変更から抜いてやるわけなので、かなりお金がかかってくる、これ以上にかかるものと推察するんです、素人考えですけれども。そういう場合、今ここに来て工期終わる頃になって用買できなかつた。それは不自然でないかな、もっと早くそれを詰めていれば、この額でできたと思うんですけれども、その辺のお考えですよね。随分前からやっていますよね。その間ずっと交渉してこなかつたのか。やってもやってもできなかつたならば、早くもっと別な方法というのもあつたと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 私どもは用地交渉を重ねて、何とかこの契約工期内で工事を進めることを考えておりましたが、やむなく断念したということでございます。今回、避難路の工事をこの契約から外すことにつきましては、今回が最終変更ということで別途この次の案件、御審議いただく案件の中に逆に追加したわけでございますけれども、ぎりぎりまで何とかこの工事でやろうと努力した結果、最終変更でもってこの工事を契約内容から落とさざるを得なくなつたと、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私、素人なんですけれども、用地買収というのは工事を行う前に先にして工事に取りかかるものと、素人ながらの判断ですけれども、そういう認識であります。今ここに来て用地買収ができないから、これ減額して別ルートでいきますというのはちょっと納得いかないんです。今後仕事をする上でその辺をきちんと、用買が先だということを、私一人の考えだかどうか、それは分からんんですけども、理論的にいくと、その辺が先に先行するべきだと思いますので、以後気をつけていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 言わせてもらいますが、基本的に用地買収が全て終了して工事にかかるということになりますと、町内の各工事現場、様々用地買収が完全に終わっていない中で、工事を進めざるを得ないというケースが、多々ございます。全ての工事、用地買収を終了し

てそこからスタートということになりますと、全く工事が終わらないということになりますので、まさしく、及川議員、自分で素人考えと言っておりますが、まさしく素人考えだなと思います。我々、いかに工事を早く進めるかということについて進めてまいりましたので、今この場所でこういうケースが起きましたが、多分これからも全くないとは言い切れないと思いますが、そういうことで御理解をいただくしかないと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第133号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第134号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第134号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第134号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度滝浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第134号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度滝浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前9億6,987万240円、変更後9億9,970万6,500円、2,983万6,260円の増額です。

契約の相手方は、浅野工務店・沼正工務店特定建設工事共同企業体、代表構成員、宮城県登

米市米山町西野字西裏12番地1、株式会社浅野工務店、代表取締役浅野雅光、構成員、宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森7番地3、株式会社沼正工務店、代表取締役沼倉正也。

議案関係参考資料71ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町滝浜漁港内ほか。

工期は令和3年3月26日です。

69ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6154号防潮堤について、盛土材を購入材から流用土に変更することにより1,300万円の減額など。漁業集落防災機能強化事業のうち、先ほどの議案133号で御説明いたしました津ノ宮漁港内の1号避難路を新たに追加することにより1,600万円の増額など、以上合計2,900万円の増額です。

70ページは、工事平面図です。

各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。

69ページ、一番下の東船揚場Aなんですかけれども、これずっとゼロ円になっているんですが、そのところ確認。上の部分も船揚場Aあって、そこは1,600万円新規追加となっているので、その関係をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、下段の町単独費により施工いたします東船揚場Aでございますが、工事概要等にもございますとおり、アスファルト舗装を約40平方メートル実施するものでございまして、100万円未満、しかもいわゆる50万円未満ということで、本当であれば例えば30万円とか0.3という表記にしたほうがよかったかと思うんですが、100万円でもって切っておりますので、変更後請負額はゼロになっておるところで、若干のお金は盛っておるということでございます。

それから、査定番号6100号の東船揚場Aにつきましては、船揚げ場を施工するものでございまして、国費を充てられない部分の一部舗装を町単費で行うものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、100万円以下という説明があったんですけど、もし具体が分かってい

ましたら、これ幾らなのか。40平方のアスファルトなので。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほど申しましたアスファルト舗装でございます。大体、1平方メートル当たりの施工単価が、直接工事費で申しますと4,000円見当でございます。諸経費を含みましても約6,000円ということで、40平方メートルということになりますと、約25万円前後かと承知しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この件については増額、3,000万円近い増額になっております。69ページの内容を見ますと、新規追加、新規追加、随分新規追加があるんですけども、工事が3月までという工期なんですけれども、今現在、どの辺まで何%ぐらいの着工率になっているのか。

それとこの新規追加の部分は、住民の人たちから要望があったのか。いつの時点でこれがかったのか。その辺、併せてお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 滝浜漁港の工事の進捗率につきましては、11月末時点ですべて97.5%でございます。今回、この変更をお認めいただきますと、若干上下いたしますが、予定の工期内で工事は完了する予定で進めております。

今回、新規追加というものがよく見受けられますが、まず査定番号6154号につきましては災害査定を、いわゆる被災直後に受けて国から災害復旧工事、認められたものでございます。これまで、新規追加で契約工事の中に含まれなかつたものにつきましては、まず6154号は補償工事ということを記しておりますが、工事を進める中で機能復旧的に必要になる工事を、今回追加しておるということで、工事が進む段階で新たに認められたものということでございます。

それから、6100号の東船揚場Aにつきまして、新規追加となっておりますが、これは一旦は廃港にする予定でございましたが、国との調整あるいは地元の方々との協議の結果、計画どおり災害復旧工事で行うということになりましたので、今回のタイミングで追加計上させていただいておるものでございます。

漁業集落防災機能強化事業、例えば3号集落道、安全施設工、これにつきましては工事の設計が具体化されることを受けまして、今回工事の中に追加計上したものでございます。あと、町単独費の消波工ですとか、東船揚場Aにつきましては、これまで工事を進める中で地元か

らいただいた要望とかを受けて、このタイミングで追加計上するものでございまして、特に計画性がなかったというものではございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 計画性がなかったわけではなく、前からあったんだけれども、今回入れて実施するということで、予定どおり工期内には完了するということも分かりました。

ただ、津ノ宮1号線避難道路123メートル、これについてはできるようになったので、地元の人たちもこれは大変いいことだと思うんですけども、増減額で1,600万円。ほとんどこの2,900万円のうち1,600万円ですから、半分以上はこの道路分だと思われますけれども、避難道路は最初の計画どおりの計上なのか、長さも最初の計画どおりはどうなのか。その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案関係参考資料70ページと、先ほどの御審議いただきました第133号議案、67ページの平面図を見比べていただいたら分かりますとおり、おおむね同じものでございます。一部先ほどの議案で御説明いたしましたが、用地取得が難航しておりますところにつきましては、若干避難路の幅員が狭くなるという形での整備になりますが、おおむね同じような計画でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大切な避難道ですので、この辺は実施されて町民にとっては喜ばしいことだと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この船揚場2か所あるようですが、船揚場の施工方法は従来どおり、何でいいですか、薄いブロックを並べて水際まで持っていくのかどうか、確認したいんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 船揚場につきましては、災害復旧工事になっておりますので、従来と同じような形で復旧するということでございます。したがいまして、御指摘のとおり、ブロックを並べて海面付近まで持っていくという工事になります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 実は、そのセバの施工というか、その方法で弊害というか、何でいいま

すか、経年劣化の部類に入るかと思うんですが、ブロックを並べた地盤ですか、その変形によってブロックがたがたになってきている漁港があるんです。それを今、再工事しているところがあるんです。町単においてもそういう傾向があるんじやないか、今後。今後において、またそれ直すようになると、これもまた大変、費用がかかるので、できればそうならないような方法を組んだほうが、よりいいかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） いわゆるブロックの下の基礎と申しますか、地盤の部分が、やはり波等で洗掘されるとか、あるいは長い年月の間で緩んでくるということが原因だと考えています。それに対応する施工方法と申しましても、例えば大きなコンクリートの1枚の板でもって仕上げてしまうということも考えられるんですが、はるかにブロックを並べるよりも経費がかかるということをございまして、そのあたりは、そうですね、できるだけ下の地盤を強固なものに仕上げた上で、表面のブロックを施工していくという従来のやり方しか、今のところ考えられる方策というのではないと存じております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 分かるんですね。早く造らなければいけないという、あるいは経費にも削減をしなければならないという状況の中でやるから、そういうやり方しかできないんだと思いますけれども、それが10年、20年後に結果的にまた修理するようになると、二重の手間がかかるという、手間というか、経費がかかるというんですか。ということになりますので、今、答弁からすると現段階ではどうにもならないような答弁ですので、なるたけそうならないように、地盤をきちんとするよう指導していったほうがよろしいかと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘のように努めてまいります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第134号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

---

#### 日程第7 議案第135号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第135号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第135号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成30年度港漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第135号の細部について御説明します。

契約の目的、平成30年度港漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前1億6,186万1,760円、変更後1億9,704万7,080円、3,518万5,320円の増額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字港175番地2、株式会社阿部伊組、代表取締役阿部隆。

議案関係参考資料74ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町歌津港漁港内。

工期は令和3年3月12日です。

72ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6136号乗越し道路について、水道管や電柱の移設に係る工事により300万円の増額、町道浪板線について盛土材として使用する流用土の改良が必要となることにより2,800万円の

増額、漁業集落防災機能強化事業について、避難路に係る標識や照明灯の製作、設置を追加することにより700万円の増額など、以上合計3,600万円の増額です。

73ページは、工事平面図です。

各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 72ページのただいまの説明を聞きますと、町道浪板線の土の追加ということなんですかとも、これどこから運ぶのか。町単になっておりますけれども、この町単にした理由ですね。災害に入らなかったのか。その辺と安全施設で照明、標識等の追加ということなんですかとも、これ各漁港にこの照明灯ついているのかどうかというのが、ばんなの中山の漁港ができているんですけども、あそこに照明がなくて、大変地元の人たち困っています。その辺追加できるのか。ないところは今後追加できるのか。こうやって予算取ってあるから、ここはいいんでしょうけれども、ほかの地区はどうなっているのか。その辺も併せてお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 町道浪板線の盛土材として使用いたしますのは、中山漁港付近で仮置きしております土を使用いたします。

町単独費で町道浪板線を整備するということにつきましては、73ページの工事平面図、緑で着色しております2本の道路がございます。そのうちの左側、逆L字型のほうがこの町道浪板線でございます。その左側に白抜きで町道浪板線、左側に続いておりますが、その白抜きの部分につきましては、災害復旧工事で認められた施工区間になっております。残念ながら、この緑で着色しております空間が国から災害復旧工事で認められなかつたために、町の単独事業費でもって整備しておるというものですござります。

それから、漁業集落防災機能強化事業のうち、安全施設の照明灯でございますが、これはいわゆる避難路に設置する照明でございまして、漁港内の照明とは異なります。別途、今、復興交付金事業でもって漁港内照明、町が管理いたします19漁港を対象に別途、整備工事を進めようと今しております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明で分かりましたけれども、近場の中山漁港付近から運ぶ

ということで分かりました。町道に復旧事業に該当にならないということも分かりました。

照明関係なんですかけれども、今後そういう復興交付金事業でやるというお話なんですかけれども、予定としては大体いつ頃つかかるのか。その辺お願ひします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今年度の当初予算で、工事費といたしまして約8,000万円計上いたしております。その工事を今発注予定、発注に向けた準備を進めております。年度内には全てつけ終わる予定でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 年度内につけ終わるということですので、了解いたしました。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ72ページ。先ほど同僚議員も聞いていた安全施設、照明と避難の標識について伺いたいんですけれども、照明3基と標識2基、合わせて5つで700万円という増額なんですが、その中で工事費等は幾らぐらいの割合なのか。設置する、あそこのところ、大体でよろしいですので、伺えればと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 工事費と申しますのは、いわゆる照明灯の灯部の製作費を除いた金額ということでございますか。大体、照明灯が1基当たり100万円見当になつてまいります。いわゆるソーラー発電でバッテリー内臓タイプということでございますので、100万円を超えてまいります。それから、看板標識についても1基当たり約60万円から70万円くらいの金額はいたしますので、それからいきますと、いわゆる製作費が500万円程度になってまいります。したがいまして、設置に伴います費用は約200万円ということです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 高額ということで分かったんですけれども、先ほど参事の説明ですと、製作という言葉がありましたが、こういったやつは規格というか、標準型で量販はされていないのかどうか、そのところを確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほど、及川議員からの御質問にもございました漁港内照明も同じなんですが、こういったものは受注生産ということでございますので、いわゆる既製品のようなものがあつてすぐに手に入るというものではありません。発注してから約2か月必要になってまいります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけ質問させてください。今回の港漁港なんですが、この部分で水産関係施設が2か所に設置されています。私は、昔ながらの漁港近くに水産施設があったというイメージで、昔の古い人間なので、それを想定していましたが、この2か所の水産関係施設、この場所に今回整備される。これに関しては関係者、漁民の要望でこの場所が決まったということでしょうか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） この漁港に限らず、水産関係用地の整備につきましては、基本的に町有地の有効活用という側面もございます。港漁港につきましてはこの2か所とも、もともと町有地といいますか、震災後に町有地になったところでございまして、それらを有効活用するということで、地元の方々にも御提案申し上げた中で具体化してきておるものでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 漁民と地域住民の理解の下に、こういった形の漁港関係施設が2か所にできたということだと思いますけれども、津波防災を兼ねての漁民と水産関係者の施設ということで、なかなかその辺は難しい設計の中で場所設定がされると思うんですが、今回この移った場所での今後の津波対策として、防潮堤で守られるという形を基本にして、こういう設計となったと思うんですが、私は基本的にやはり避難路を十分に確保することが、漁民を守るための一番の方策と私は思っています。今回の海で働く人たちがここで避難するときは、避難路としての場所は町の設計では、問題ないくらい考慮して整備したという避難路の在り方なんでしょうか。その辺、最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 港漁港の避難路につきましては、73ページの平面図の中で左上隅に2か所示しておるもののが、避難路になってまいります。これらは、地元の方々が独自に整備されたものも、実はございます。ということで、地元の方々と御相談申し上げて、ふだんの漁業活動の際の避難に適した場所ということで、選定いたしております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 防災訓練の中で、港漁港の水門か何かの自動で開閉するみたいな報道があつたように、私は聞いたんですが、津波来たときの、あそこに川がありますので、その辺の人的な開閉といった場所というのは、私の聞き間違いだったんでしょうか。45号線の内陸

側にそういう部分があったような感じも思いますが、報道の人的な開閉という形を聞いたので、その辺あるのか、ないのか。その辺だけでいいですので、説明ください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、報道がなされたというのはもしかしますと、農地海岸と草木沢護岸の防災訓練のときに。地区で手動で開閉をさせたというのは報道されてございます。港地区に関しましては、防潮堤の中に陸閘等というものは設置する予定はございませんので、多分それは別の箇所の報道と考えられます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第135号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第136号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第136号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第136号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第136号の細部について御説明します。

契約の目的、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）。

契約金額、変更前 1 億7,280万4,700円、変更後 1 億7,385万7,200円、105万2,500円の増額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田150番地79、株式会社佐千代組、代表取締役佐藤健二。

議案関係参考資料77ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町志津川平磯漁港内。

工期は令和3年3月19日です。

75ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

新規海岸防潮堤について、被覆ブロックを工場製作の2次製品に変更することにより200万円の増額、臨港道路について工事中の仮設道路に設置いたしますガードレールの使用期間が長くなることから、リースから買取りに変更することにより600万円の減額など、合計100万円の増額です。

76ページは、工事平面図です。

各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ。76ページ、仮設ガードレールをリースから変更して、買取りに変更で600万円の減という説明ありましたけれども、これ延長した場合には幾らぐらいかかったのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 大丈夫。大丈夫でないんだな。大丈夫な人。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） そのままリースにすると幾らかかったかということですが、ちょうど均衡した時点で、均衡する手前で既に切り替えておりますので、最後のリースでやると幾らになるかというのは、計算してみないと分かりません。必要であれば確認いたしますので、お時間を頂戴したいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 延長の金額はよろしいです。そこで、私聞きたかったのは買い取った仮設のガードレールは、そのまま使うのか。もしくは本設にするのか。そのガードレールのその後の使い道というんですか。どこか別の場所で危険なところに使えるというか、そういうことなのか。ちなみに、ガードレールの延長110メートルでいいのか。ガードレールの長さ、

それも確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 設置いたしておりますのは、あくまでも仮設道路でございますので、仮設道路は工事終了後に撤去いたします。したがいまして、このガードレールは撤去いたしまして、スクラップ処分ということで、幾らかの金額がこの工事の中に返ってまいります。それらを差し引いて工事請負契約金額になってまいります。

それから、もう1点、延長、失礼しました。延長につきましては、設計上の延長は100メートルでよろしいかと思います。道路自体、設置していたしまして区間は若干中抜けだつたりしますので、113メートルということになっておりますが、ガードレール自体は110メートルの計上になっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度確認なんですかけれども、買い取ったガードレール、鉄くずで売っていく、そういう答弁があったんですが、現実としてせっかく買い取ったやつを、どこか別の林道等危険なところに仮設で置いて、危険防止するという利用方法は、補助の関係かいろいろあるんでしょうけれども、そのところ、町内至るところに危険と思われるところがあるので、有効な利活用ができるのかどうか。その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議員御提案の中にもございますとおり、これは国費が投入されておりますので、それを町の財産にするということはかなわないものでございます。したがいまして、もし町が所有する場合は、相応の金額を国費に返還しながら町のものにするという手続が必要になってまいります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、参事から御答弁申し上げましたが、それとこれあくまで仮設のガードレールでございます。仮設のガードレール、恒久的に使うというのは、やはり道路管理者といたしまして、臨時として使う分には差し支えないかと思うんですが、恒久的な使い方はいかがなものかなということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長からも答弁あったんですけれども、仮設なので、臨時に使うという答弁の中に、危険な箇所を仮に危険防止するという形で使っていって、将来的な整備まで使うということは可能なのかと。

もう1点、もし、国費ということなので、買い取るといった場合、先ほど参事説明したスクラップ等の金額で買い取れるのかどうか、その点お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 仮設用のガードレールでございますので、コンクリートの基礎に立て込んでいるものということになります。したがいまして、同様に仮設のガードレールとして、別の場所で使用するということは可能であろうとは考えますが、先ほど申しましたように、この工事の件につきましては国費が充てられておりますので、使い方は再利用というのは考えておりません。

それから、もしそれを買い取る場合の費用ということになりますが、これは私も経験がございませんので、国と協議の上、決まってくることかと承知しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第136号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第137号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第137号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第137号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度稻淵漁港物揚場工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第137号の細部について御説明します。

契約の目的、令和元年度稻淵漁港物揚場工事。

契約金額、変更前1億4,300万円、変更後8,566万8,000円、5,733万2,000円の減額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字港175番地2、株式会社阿部伊組、代表取締役阿部隆。

議案関係参考資料80ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町歌津稻淵漁港内。

工期は令和2年12月28日です。

78ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

しゅんせつ工並びに物揚場工について、物揚場前の海底のしゅんせつ土砂を背後用地に投入することで、それを漁港の外に運び出す費用及び背後用地の盛土費用がそれぞれ400万円、3,000万円の減額、臨港道路工の一部及び物揚場背後の用地舗装工について、別途施工しています防潮堤工事の完了後に施工するほうが効率的であることから、本契約から除外し、稻淵漁港防潮堤工事に変更、追加することにより、それぞれ1,400万円、900万円の減額、以上合計5,700万円の減額です。

79ページは、工事平面図です。

各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 78ページの物揚場の背後用地の盛土を購入土から流用土に変更ということで、3,000万円の減額されています。非常に海岸の海の中から流用土を使ったということで、大変利用価値があったと思っております。その中で、ここは震災前から基盤整備と海との満潮の関係で流れないのでいたところなので、今度防潮堤造ったことによって流れがよくなるのかなと思っておりますけれども、震災前の高さと今回の事業との高低差ですね。どのような変化してあるのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議員御指摘の流れないというのは海底の土砂、砂のことを指しておられるのでしょうか。それから、高さが変わることでございますが、それも海底の深さといいますか、そのことを指しておられるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。あんた、現場分かってるんだから。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。参事と同様の疑問を抱いております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 参事はここの人でないから分からぬと思いますけれども、建設課長ではお伺いしますけれども、前、あそこ、白松の基盤整備したところに川があります。その川が海に抜けるとき干満の差が激しいので、あそこには大分砂がたまって、常に流れないと震災前はおりました。そういうことを、今後この工事することによって解消できるのかどうかですね。工事内容に干満の差とか、技術的なことが取り入れられているのかどうかということです。今後、そういう心配があるんですけれども、その辺を解消するためにどのような工事になっているかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、今回は物揚場工事、あと関連する工事といたしましては防潮堤工事ということで、河川の工事ではございません。河川につきましては、従前どおりの形状を、一部復旧した部分もございますが、現状どおりの形状と要するに河床高と主に変更がございませんので、今後におきましても波浪時等には堆積する可能性はございます。今回、防潮堤工事、物揚場工事で河川の堆積土砂ということにつきましては、また別な事業ということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この工事とは違うと言いますけれども、あそこに水門、川が流れているのでたびたび砂がたまって流れが悪く、川がよどんだ状態で常にいるんです。そういうところの心配があるから、関連でお伺いしますけれども、ここは早く、これ以前にできていると思うんですけども、現在も砂がたまっている状況かと見られるんですけども、その辺は今後とも心配ないのかどうかということをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども申し上げましたとおり、基本的には波浪等により海側から河口部に土砂が堆積するということでございますので、これは自然の力に逆らうこととはなかなか難しいということもございますので、堆積等した場合については適宜対応していくという以外はないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第137号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時54分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第10 議案第138号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第138号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第138号町道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、志津川市街地における国道45号と汐見町地区を結ぶ路線を、新たに町道認定したいため、道路法第8条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第138号町道路線の認定について細部説明させていただきます。

議案書36ページを御覧ください。

路線番号30340、路線名汐見線でございます。

起点南三陸町志津川字汐見町15番地先、終点南三陸町志津川字汐見町29番1地先。幅員7.5メートルから12.5メートル。延長312.7メートルでございます。

議案参考資料81ページをお開きください。

こちらには位置図を添付をさせていただいてございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、82ページにつきましては、今回認定となる路線の詳細

図を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司  
君。

○2番（倉橋誠司君） この高野会館周辺の道路整備の件で、私が請願の紹介議員としてなりま  
したですけれども、一般質問の中でもお聞きはしたんですけども、この道路認定、道路を  
設けるのに当たって請願者あるいは地権者でもいいんですけども、そういういた關係する  
方々と、どの程度まで話合いができるのかお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この路線の整備につきましては、御説明をいたして御了承をいただ  
いているものと解釈をしております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） いつ頃話合いを持たれて、どういった内容で承諾をいただいているのか。  
そのあたりもお聞かせいただきたく思います。

それと、この航空図、その次の82ページの図面ですけれども、赤い線で描かれていて矢印が  
ついているんですけども、私が一般質問の中でも提案させていただきましたが、高野会館  
の北側、東側、南側、周囲も含めて周回できるような絵を描けないものかということで、お  
伺いして、請願者ともその後話をしたんですけども、やはりその方向でお願いをしたいと  
いうことでおっしゃっていましたので、今回町道の認定には含まれてはいませんが、引き続  
き、そういう周回できるような方向で検討していただきたいなと思うんですけども、いか  
かがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 一つ、何をということでございますが、大変申し訳ございません。  
今、手元に資料がございませんので、具体にいつ何をというのは、今この場で御答弁はでき  
かねますが、2点目の御質問でございます。周遊できる道路ということで御要望があったと  
いうのは、承知をしてございますが、今回の事業につきましては災害復旧事業ということが  
ございまして、それはできません。今後においても今現段階で大変申し訳ございませんが、  
そういう計画はございません。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっとまだ予定がないということなんですが、実は昨日もそうだったんですけども、修学旅行生がたくさん来てまして、昨日は350人、バスの台数で言えば12台ですね。来ているんですね。高野会館のところにも来ております。どう言つたらいいんですかね。バスがつながるわけですね。82ページの緑色で着色している部分で転回場と書かれていますが、この転回の仕方をすると、やはり切り返しをしないといけない。1回右に振つてバックして、また右に振るという切り返し作業が必要になって、12台来た場合、運転手さんにとっては負担が大きい。時間もかかってしまう。流れが詰まっちゃうという現実があります。

修学旅行生、本当に多く、今来ているんですね。東北、北関東から、南三陸町に防災教育という目的で来てくれています。大歓迎すべき子供たちです。幼少期に震災、体験している子供たちもいるかもしれません、そういった若い世代、せっかく南三陸町まで来てくれているので、昨日なんかも特に雪の中来てくれて、ありがとうございます。そういった子供たちを温かく迎え入れるためにも、やはり周回できるようなコースどり、これをぜひ検討していただきたく思います。

安全性という面で、今の切り替え式に私はちょっと疑問があるんですね。ですから、ここを一々切り返しする方向で安全と言えるのかどうか。そのあたりもう1回お聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 道路につきましては、道路構造令に基づきまして整備をさせていただいておりますので、安全性については保たれていると考えてございます。転回場所についてでございますが、転回場所での安全性につきましては、やはり運行されるバス会社さんであったり、運送会社さんであったり、そちらで安全性を確認の上、こちらの緑色で塗り潰している高野会館さんの南側となりますが、こちらで転回をしていただくということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件か聞きたいと思います。汐見町の本当の道路なんですが、この地区に当たっては町道下の整備というの、この1本で終わりなのか。まだ今後こういった道路整備はこの地区内であるのか。その辺、お聞きします。

以前にも聞いたんですが、この周辺の土地に関してはまだ個人所有のものがあつて、町の所有じゃないものも、買上げとならなかつた土地もある旨の話を聞きました。その辺の状況を

教えてください。

あと、今防潮堤工事が盛んに進んでいて、今北の部分をやっているようですが、防潮堤整備の場所というのは、さっきも土地の問題がありましたが、もちろん土地は全部防潮堤のために買い上げた、あとは町の土地、そういう方向で進んでいるとは思うんですが、その辺、土地の状況を知りたいというのが私の質問です。

あと、旧志津川郵便局があった場所、その辺の今後の土地利用というのはどうなっているでしょうか。この辺、3点、4点ぐらいでしょうか。お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この通称Cエリアと呼ばれるエリアでございますが、こちらの道路整備につきましては、今回路線認定をさせていただく以外に、まさに2点目の御質問とかぶってきますが、御一緒に答弁させていただきますが、個人地が何箇か残ってございます。今回、災害復旧事業で整備した部分を今度認定させていただく。あとは残された個人地につきましては、これとは別に西側環境整備の中で接道ができるような計画としてございます。

それと、元郵便局の土地につきましては、町所有ということではなく、やはり郵政公社さんの持ち物ということでございますので、どういった今後の整備をお考えになっているのかといふものにつきましては、町としてはお答えができないということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 郵便局の跡地というのは、私は常々ずっと通るたびに見ているんですけども、震災から来年3月で10年を迎えるが、その10年を節目にやはり土地問題というものは、しっかりと整理しておかなきやいけない部分だと私は思います。南三陸町本庁舎の向かいに郵便局が新しく、借地か何かでできたとは思うんですが、そのときに郵便局、郵政公社、その辺との話合いで、あそここの土地を何とか町で所有するような形の話というのは、できなかつたのか。そのときにやっておかないと、今後もあの土地がずっと広いスペースが残ったままで存在していくと思います。あの辺の有効利用というのは、私は欠かせない部分だと思います。現在残っている高野会館が、どんな方向でこれから動いていくかという、その辺もありますが、ああいった土地が今までずっと首長が替わってもずっと残るという状況は、震災復興につながっていかないと思うんですけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 八幡川の西側につきましては、土地区画整理事業等、東側でやっているわけでございますが、それに合わせまして希望される方は東側にお移りをできるという

制度設計はしてございまして、結果として今残っているということは、当然ながら郵政公社さんにもそういった状況についてお伝えをした上で、現段階で残っているということになりますので、郵政公社さんでは今後どのようなお使い方をするのか存じ上げませんが、状況としては残っているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 志津川市街地、大切な町の土地でもあります。所有者は郵政公社にしても、この辺って片づけない今まで、ずっとこのままでいいのかという私は考えがあります。そういった中で、町として、首長としてどういった動きを今後していこうと思っているのか。町長その辺簡単にでいいですので、お答えください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 郵便局の跡地を、町が積極的に用地買収する理由といいますか、全くございません。この場所を町として何か利用するかと言えば、この場所を利用するつもりが町としてはございませんので、基本的には郵政省の皆さんができるように利活用するかということに尽きるんだろうと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。こここの前者もいろいろ聞いておりますけれども、ここの幅員が7.5メートルから12.5メートルとなっております。以前聞いたときは、8メートルと私は記憶しております。それで、こここのグリーンの部分が上のほうのグリーンは、旧国道の残道路だと思います。そこにつながる、これから町道にしようという線が細くなっているんですね。それが7.5メートルだと思いますけれども、ぎゅっと細くなって7.5になっております。どうしてここが7.5になっているのか。それをお伺いします。

それから、前議員も言っておりますけれども、このグリーンの分の退避場で、ただいまバスが12台ということで、切り返しが物すごく大変でございます。であればこの上のグリーンの上を回って、高野会館の東側を通って戻れる、ぐるっと回れる回路にすればいいのかなと思われますけれども、その辺の考え方と、非常にここで今修学旅行生を受け入れているということに対してもそうなんですかとも、かなりの南三陸町に対する観光については貢献度が大きいと思います。そうした場合、そういうものも考慮できないのか。今後ですね。その辺、町長はどのようにお考えなのか。これでいいと思っているのか。ここは非常に観光に率先して子供たちを受入れ、修学旅行、観光客、受入れしているところでございます。そしてここを、台風の時も水が乗って大変な場所で、語り部バスもここを回って大変な思いをしたとこ

ろでございます。この前お伺いしたらば、来年7月にはハイロコウ、水抜きが7月までに完成するということなんですかけれども、それは間違いないでできるのか。その辺も併せてお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、道路の45号線側の終点側のほうが狭いんじゃないかという御指摘でございますが、道路構造令の3種4級というセンターラインが引ける道路としてございます。それと8メートルというお話をございましたが、7.5メートルというのは、基本的に有効幅員と言われる外側線の外側も含めて、車として通行できる範囲が7.5メートルでございまして、両サイドの側溝等入れますと8メートルを超えます。

あとは2点目の御質問でございますが、先ほど御質問があったときに答弁したとおりでございます。

4点目でございますが、7月までというのは何を指して7月までなのか。昨日御答弁申し上げましたのは、令和3年9月までには完成をするということで御答弁申し上げておりまして、7月とは御答弁の中でお答えはしてございませんので、再度御認識をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 転回場の下の緑のところ、駐車場、転回場ということにしておりますが、もともとここは海岸の皆さん方の観察に来る方々いらっしゃいます。そういう方々の駐車場ということで整備をさせていただいて、結果としてここにおいてになる大型バスの皆さんにも、御自由にお使いくださいということでございますので、我々は今お話しのように、この場所が観光の皆様方に大変貢献をしているということですが、そういう観点でこの場所はどうぞお使いくださいということで整備したのが、この駐車場であります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、この回転場所については観光に来た人たちがどうぞということであれば、個人的な車がここにたくさん止まっているとなれば、ここでは回転できない、そういう解釈になるんでしょうかね。ほかの個人車が来ている場合、使えない状況もありだということが懸念されるわけですけれども、それはそのような解釈でよろしいですか。

急にこの高野会館の前、図面見ますと前が急に細くなっているんですけれども、この急に細くなった、自然に道路というのはこういくんだと、私的には解釈するんですけれども、ここ急にがくんとなって細くなっているんです。それがどうしてかということを御質問申し上げ

ました。

それから、来年7月と、私言いましたけれども、9月ということなので、私の聞き取りがうまくなかったのかなと思います。それは9月でこここの暗渠の部分、排水の分ができるということで解してよろしいでしょうか。また再度聞きますけれども、その辺の確認です。

それから、やはりこれから、先ほどの貢献度というのも言いましたけれども、それには町長お答えしていただけなかったんですけれども、そういうことを考えればやはりここは転回して、上のグリーンの国道の前の国道のところがあるので、ぐるっと東側から回ってこれるという、回転できるということも考慮しなきゃならないのかなと思われます。

それで、一体ここで十何台もバスが来た場合、ここに個人の車があった場合はどうすればいいんでしょうか。そういうことが想定されるんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども建設課長、答弁していますように、この場所は災害復旧で復旧事業をやってございますので、大前提としてそこをまず頭の中に入れておいて、御質問いただきたいと思っています。

それから、先ほどバスが回転できないというお話ししておりますが、ここは干潟観察とか来た方々のために、駐車場必要ですよねということで、駐車場をここに設けさせていただいた。それで、当然一般車両もそこにはいます。ですから、そこで入ってきたバスの皆様方には、私どもはここにどうぞ御自由にお使いくださいということで、こういった転回場を設置をさせていただきましたので、民間の、一般の乗用車も入っていますし、それからバスの方々もどうぞ御自由にお使いいただきたいということで、この場所に設定をさせていただいているということでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目の御質問でございます。

先端のほうが細くなっているのはどうしてかということでございますが、がたついているように見えますが、今回の路線につきましては、外側に2.5メートルの歩道を設置する予定としてございます。歩道の終点がこのがくんとなっているという表現をなさいましたけれども、その部分まで歩道が設置されるということでございます。歩道の設置の目的といたしましては、先ほど町長答弁にございましたとおり、干潟等へいらっしゃる方々、車をここに止めて歩いていけるようにということでの設置ということでございます。

それと、完成時期につきまして、樋管が9月ということではなくて、樋管も含めて9月に整備を完了する予定ということでございますので、再度御認識をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。3回終わりました。（「これで3回目」の声あり）これで3回、何回もやっているから勘定忘れてしまった。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 樋管とおっしゃいましたけれども、私は樋管という言葉は分からぬので、要するにこの排水路の計画を来年の9月までと言っているので、その確認をしたかつたんです。ここも同じ排水路の工事が、排水の工事が来年9月まで完成できるのかどうかということです。

それから、ここのがったがついていると言ったのが、歩道がここで切れているということなんですけれども、ここ何メートルもない道路であれば、町道であればここまで歩道をつけるべきだと思うんですけども、何でここはここで途中で終わりにしたのか。不自然だと私は思うんですよ。町道であるならばここまでつけるべきでなかろうかと思うんです。そして回転するところ、バスが回転するところがない今まで、これを町道認定していいのかという疑問が残りますけれども、もう一度言います。国道だったところを回って東側でぐるっと回転できるように、先ほどからできないと言っていますけれども、町長はここでこの事業者、高野会館の語り部のバスが10台も12台も来ているということに対して、もう一度貢献度を、この町に対しての貢献度というものを考えてもらいたいと思いますけれども、いかが考えていいますでしょうか。その2点お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。これ、すみません、昨日来何回目か私も記憶がないぐらい同じことを言わせていただいてございますが、全ての整理が9月でございます。ということは、最終形として内水排除ができる状態になるのが9月ということです。再度御認識をいただければと思います。

2点目の歩道の件でございますが、これも先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 貢献度イコール災害復旧事業ということではございませんので、我々は少なくともこういった事業をする際には、復興庁含めて協議をしながら事業を進めております。復興庁に貢献度というお話をしても、復興庁としてそれを認めるわけはございませんので、繰り返しますが、貢献度イコール災害復旧事業ではないということだけは、念を押しておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、私も当初この町道、車両転回場となったのでイメージからすると今度出る道の駅みたいな感じ、ロータリーみたいに回るものかと、そう思ったんですが、どうやらそうでなかったようとして、そこで伺いたいのは同僚議員、これまでの質問で分かったんですけれども、ちなみにこれ車両転回場という形で整備されたわけですけれども、もしここが回るような形で整備された場合、言葉としてはどういった感じで表現できるのか。その点、伺っておきたいと思います。

次に伺いたいのは、2番目の同僚議員の質問にもあったんですけれども、今回このCエリアでしたっけ、町道認定されるわけですけれども、今回これが認定されてほかの部分でも町道として認定予定というか、造る予定の道路があるのかどうか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。転回という言葉は正しいのかという御質問かと思いますので、転回というのを辞書を調べますと、方向を変えるとございます。議員おっしゃるように、ループできるような場合というのは回転と、1点を中心に回るという辞書には掲載がございます。

それと2点目の御質問、これ以外の整備する道路ということでございますが、やはり管理の必要がございますので、町道等、何らかの形で認定をしまして、町で管理をする必要があると考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で分からないので、これ以外にも整備するという答弁だったんでしょうか。

そこで、先ほど来のやり取り聞いていますと、今回この場所はこの会館の事業者のための利用じゃなくて、いろんな干潟等に来た方たちもここを利用してほしいという答弁だったものですから、そうすると自然的土地区画のこの一帯は町道が必要ないという形に捉えたんですけれども、そこでさらに伺いたいのは、まだこのCエリアには個人というか、民地がモザイク状にあるということで答弁あったみたいなんですが、その郵便局さんはこの道路で使えるんでしょうけれども、それ以外の所有者が利用したいとなった場合に、道路というか、自由にと言ったらおかしいですけれども、使えるのかどうか確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 残された民地にも、当然ながら行けるように道路整備の計画についてはしてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 現在計画しているということですけれども、大体どういった感じで計画しているのか。私、道路を多分整備するときには復興事業で整備できるのか、もしくは町単になるのか。そのところを兼ね合ふと、民地を買い上げたほうが安上がりになる、こういう表現はおかしいんですけれども、そういう事態も生じると思うんですが、そういったことは想定されているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回、認定路線以外の部分につきましては、議員御承知のとおり、復興交付金事業で自然的土地利用ということで、整備をすることとなってございますので、基本的には交付金を充てるということでございます。

すみません、2点目は聞き逃してしまって、申し訳ございません。もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 復興交付金を充てるという整備で、今回したんでしょうけれども、今後整備するときに、10年たっても復興の交付金で町道が復旧できるのかどうか。もしできないんだったら、当然必要性に迫られれば単費でやるようになるのか。そういった場合に、整備するよりも、買い取ったほうがどうなんだという部分での質問でしたので、答弁お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 交付金事業として御許可をいただいてございます。

それと、確かに原則10年、復興10年ということで今年度の最終でございますが、今やむを得ずどうしても繰り越さざるを得ないという事業につきましては、順次復興庁さんとヒアリングをさせていただきまして、まだ正式にお認めいただいているということではないんですが、お認めいただける方向で今、協議をさせていただいておりますので、今回の整備につきましては交付金活用できる部分については、単費を支出することなく交付金で整備をしていくということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度、しつこいようなんですが、確認させていただきます。もし、計画

があるんでしたら、今回こういった図面の中に計画路線等載っているぐらいじゃないと、復興交付金間に合うというか、使えるのかどうかということだと思うんですが、そのところ最後、具体的この町道以外にどういった線を引くとか、そういったことが青写真として出でいるのかどうか。その点だけ確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の上程いたしました議案は、あくまで汐見線としての認定ということでございますので、その他の整備内容については記載をしていないということでございます。

整備の青写真については当然ながら描いてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 少し、視点を変えて質問させていただきたいなと思いますけれども、町道が国道45号線から下りてきて、低地部に接道していくと。路盤が当然落差というか、高低差がありますので、路盤高がだんだん坂になって低くなっていくと思うんですけれども、その現況残っている一番低い地盤といいますか、どこで着地するというか、坂がなくなるのかが、ちょっと図面からだと読み取りづらいので、矢印が引いてある一番矢印の先っちょまですっと坂が続いているのか、いやいや、その前に一番低いところまで下り切って、そこから先は平らですよという状況なのか、お分かりでしたらお伺いしてみたい、お答えいただければと思います。

それから、高野会館周辺の交通インフラは整備していただきたいということを、当町議会でも要望している内容、請願の一部採択という形でしておりますので、その中で歩道の整備も必要ではないかという議論があったかと思います。先ほど来、少しお話が出ていましたが、図面見ていますと、恐らく片側だけに歩道があるのかなと見えますけれども、その認識でよいのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、今、すみません、手元に縦断図がないので正確なところではございませんが、まず緑の、先ほど来転回場という部分がございますが、おおむねこの転回場の終点付近で、一応すりつくという状況でございます。

それと、2点目の歩道の御質問でございますが、お見込みのとおり、片側歩道ということでどちらかといいますと、45号線から右カーブで相対的に右回りで入ってくるということでございますが、外側、外カーブ側のほうに歩道を設置する予定としてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうしますと、形状をイメージすると矢印の一番先端ではなくて、もっと手前から高野会館にたどり着くぐらいでは、もう現状の路盤にすりついているということであれば、そこから先の歩道は当然要らないといいますか、逆に歩道があると図面でいうところの左側の土地のほうに行きづらくなりますので、ここで歩道が終わっているのは当然なのかなと、認識を改めたところです。

周辺の道路であるとか、周辺の土地の利活用ということについて議論が及んでいるようですが、私も少しそのあたり議論してみたいなと思うんですけれども、高野会館に下りるための道路を1億円以上の財源を確保して町で整備したはずです。民間の方ですので、その方が事業をすると、それは個人の自由ですので、やっていただく、それが町の観光に非常に貢献していただいているということは、ありがたいなと思いますけれども、そのバスが12台来るのを十分に転回できる道路を、税金を使って整備しなければいけない正当性というのが、どこにあるのかなというのは、私の立場からすると少し疑問ですので、先ほど来復興財源だからというお答えですけれども、それ以外に財源の公平性という点からも、どのような視点でこの周辺活用を考えているのかお伺いしてみたいなと思います。

それから、10年前の東日本大震災で我々が思い知ったことは、やはり自然の脅威というものは非常に恐ろしい、海は怖いよねということだと思うんですね。ただ、海は豊かな恵みももたらしてくれますので、漁師さんとか水産加工場とかが海のそばにあるということは、致し方ないといいますか、いざとなったら命だけは守れる手段を確保した上で、海の近くでなりわいを営んでいただこうということは、あり得ると思います。仕方ないと思います。

ただ、ここよりも10メートル盛土をして防潮堤の後ろにある土地の利活用が決まらずに、たくさん余っている状態です。そこが全て埋まり切って、なお企業誘致をしたい、なお生産活動をしたいという場合に、ここの土地活用まで生産活動に持っていくうと考えるのは自然な流れかなと思うんですが、安全な土地もまだ空いているのに、低地部ですよね、しかも防御の考え方としては二重防御という構想だったと思います。防潮堤1枚では、あの津波からは逃れられない。だから、国道も二重目の防御にして、さらにその内陸に逃げていこうという町の計画にしていたと思うんです。その間です。防御力が非常に弱いところだと思うんですね。Cエリアといいますか、今議論になっている部分は。ここに税金を投入して人を呼び込む施策を様々構築していくというのは、震災の教訓が生かされているのだろうか、本当にと考えてしまいます。

それがあるから我々は低地部には住まずに高台に行きましょうという選択を町全体としてしたと思うんですが、先ほど来議論がどうも低地部へ戻ろう、低地部へ戻ろうという議論になっているような気がしまして、防災教育、または防災について、これまで議員活動の中で様々な方と意見交換をして、ライフワークのように議員活動の非常に中心の柱として活動してきた私としては、この議論でこの議案に対しての議論が終結してしまうのが非常に怖いので、今改めて申し上げておきたいと思うんですけれども、自然的土地活用をしていくという選択はやむを得ないではないかなと考えるんですけども、町の考えはいかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 土地の利活用ということでございます。まさに、議員おっしゃるとおりと考えてございます。目的としましては、自然的利用ということもございますが、昨日だったでしょうか、同様の質問がございました際に、そのお答えをさせていただいておりますが、あとはどうしても防潮堤に囲まれてしまう、低い土地もあるということで、内水排除も兼ねた自然的利用ということでも、整備をさせていただいているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 2点目の御質問なんですが、たしか昨日だったと思いますが、同様のお話がありまして、町とすれば経済活動あるいはにぎわいの場はかさ上げした、まだ空いている土地もございますので、まずはそちらに集約的に施策を講じていく。こここの場所については当初の計画から自然的利用という場でございますので、あくまでも経済活動の基点はかさ上げした土地で行っていくというのが当面の方針でございます。

○議長（三浦清人君） 終わり。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は、この案については反対の立場から。

○議長（三浦清人君） まず、では反対討論ですね。（「はい」の声あり）では、最初に反対討論の発言を許します。

○7番（及川幸子君） このままこの町道を認めてしまうと、今後ここを利用する人、そして来る観光客にも多大な迷惑がかかると思いますので、この案に対しては反対といたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

直前のお話が意外過ぎて、町道認定をすると町民生活に多大な迷惑がかかるというお話をしました。私は全く逆の立場で、ここを基点に震災について語り継いでいこうとしていく方々にとって、この道路がなければ下りていくことさえできませんので、町道認定するのは至極当然のことであろうと考えますので、また先ほど質疑の中で申し上げたとおりでございます。この路線を町道認定すべきであろうと考えますので、議員各位の賛同を賜れればと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに討論ありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第138号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第139号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第139号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第139号町道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、宮城県が施工する国道398号戸倉道路改良事業等の進捗に伴い、町道宇津野線から既設の農道千谷線に接続する路線を新たに町道認定したいため、道路法第8条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第139号町道路線の認定について細部説明させていただきます。議案書37ページをお覧ください。

路線番号30080、路線名千谷線。起点、南三陸町戸倉字千谷103番地先、終点、南三陸町戸倉字千谷84番1地先。幅員4.3メートルから21.6メートル。延長につきましては299.6メートルでございます。

議案参考資料83ページをお開きください。

83ページには本路線の位置図、1枚おめくりをいただきまして、84ページには、今回の路線の起終点の詳細を掲載させていただいてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく、御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回の干谷線の災害復旧道整備ということなんですが、震災前にこの道路の奥には、1軒の建物があったような気がします。取りあえず、私はそんなふうに。この奥地にはそれぐらいの建物があったと思います。そして、今回この干谷線を整備することによって、この路線の先で何が今後行われるのか。その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 何がということまでは、建設課としてお答えということができませんが、この奥につきましては農道につながる路線ということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何も使う、農道につながるという話なんですけれども、何も使う、今のところ考えがないという課長の説明だったように思いますが、私は震災後にコンパクトシティーということで、やはり広くこういった道路を整備することによって、そこに保守的な道路の管理が関わってくると思うので、利用されない、そんなに重要じゃない路線に関しては廃止して、コンパクトなまちづくりのために、多くの予算を町は維持しているわけでないのでは、道路整備を今後考えた場合には、その辺は考えていくべきじゃないかなと。ただ、町で奥のほうを圃場して農地をやる人があって、そこに利用するんだという考えがあるのでしたらば、この道路整備というのは私は正解だと思いますが、今の課長の説明ですと、何もないという形の考えだと思うので、その辺もう一度答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、大変舌足らずな説明で申し訳ございません。当然、奥には農道ということで農地につながると。あとは町道、農道ということで、この近隣の山を所有される方々にもお使いをいただけるということでございますので、決して無駄な路線とは考えてございません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 周辺にはその土地を持っている、農地、山を持っている方がいるんだと。しかしながら、この道路に関しては今まで震災後に整備はされていないように、私は感じる

のですが、この路線が町の道路として認定された場合に、どれぐらいの人がどういった形の活動をするのか。課長の分かる範囲でいいですので、答えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど答弁を申し上げましたとおり、農道につながっておるということで少なからず農地もございます。それと、周辺に民地もございます。ということで、当然ながら、そちらに土地をお持ちの方に御活用をいただけだと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

前者に引き続きまして、私もここ300メートル、農道を300メートルだけ手前を町道に認定なんですけれども、この図面見ますと奥のほうまでこの前の宇津野線というんですか、私この読み方、宇津野線としか読めないんですけども、ここから黒い線で行っているところにつながるということなので、町道に認定、ここだけでいいんですか。この奥の宇津野線ってつながるところまで、町道にしなくて大丈夫なんですか。

というのは、前者も聞いていましたけれども、ここの計画がどのような計画があるのか。今、復興予算を使ってやっていますけれども、ここを町道にしてしまうと復興予算がつくのか、単費でしかできないと思うんですけども、すごくこの利用、今後の計画が重要性があると思いますので、その辺をお伺いいたします。むしろ、それよりもこの宇津野線を民家があります。そういうほうを整備したほうが、町民のため、町のためにはよかろうと思うんですけども、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 図面をよく御覧いただきたいと思いますが、83ページを御覧いただきたいと思います。町道宇津野線から分岐をしまして干谷線。干谷線のこの赤矢印の先が農道という位置づけになってございます。その辺につきましては御認識をいただきたいと思います。

あと、利用につきましては、先ほど御質問に対しまして答弁したとおりでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここ、国道から入っていくの、かなり急な崖つ縁を行くような形なので、この写真を見る限りですよ、そういう形になっていますけれども、今後の計画あるんであれば今後の計画。計画がなければここを町道にまでしてやる必要がないのかなという前者と同

じ考えなので、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回町道路線認定ということで、新たに道路を造るということではなく、現にある道路を認定するということでございます。

○議長（三浦清人君） いいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） あつた道路を町道にするんだということなんですけれども、なぜ町道に格上げするのかということですね。その奥には農道が見えていますけれども、その農道を町道にするって格上げするということだと思うんですけれども、私はそう解釈していますけれども。何、分かるように説明してください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、農道を格上げなのか、格下げなのか、何とも申し上げられませんが、農道であった部分を町道にするということではなくて、この先、赤い矢印の先が農道になっているということでございますので、再度御認識をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。（「以前から町道だったのか」の声あり）12番何か。いいの。（「討論になってたから、いいです」の声あり）9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。私も先ほど確認したかったんですけども、今回町道認定された先の部分は農道ということで分かりました。

もう1点、関連になるかどうか、あれなんですけれども、30080の下の30010の宇津野線について若干伺いたいんですけども、現在五十鈴神社の脇の民家があるわけなんですけれども、そこに行くのに今後どういった……（「次にやるところだ、次に140」の声あり）。

○議長（三浦清人君） 9番。宇津野線は次の議案にありますので。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、次にさせていただきます。

○議長（三浦清人君） そういうことで次に。

ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第139号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時半まで。再開は2時30分。

午後2時07分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（三浦清人君） 会議を開きます。

---

#### 日程第12 議案第140号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第140号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第140号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、宮城県が施工する国道398号戸倉道路改良事業等の進捗に伴う町道宇津野線の起点の変更に関し、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第140号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書38ページを御覧ください。

路線番号30010、路線名宇津野線。

起点旧、南三陸町戸倉字干谷103番地先、新、南三陸町戸倉字雷前7番1地先。終点でございます。南三陸町戸倉字宇津野80番地先。終点につきましては変更ございません。幅員旧、3.5から12.8メートル。新、3.5から21.3メートル。延長旧、715.6メートル、新687.1メートルでございます。

議案参考資料85ページには位置図を添付をさせていただいてございます。

1枚おめくりをいただきまして、86ページには、今回起点変更詳細についての図面を添付させていただいてございます。町長説明にもございましたように、今回の路線の起点の変更につきましては、398号線の完成に伴いましての起点の変更ということでございます。

以上細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほどは失礼しました。宇津野線について伺いたいんですけども、今回この変更によって今住宅、山の上のほうにある住宅の道路は、今後撤去というか、されるのか。これからは変更された宇津野線で民家まで行くのか。その点確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、あくまで宇津野線の起点の変更のみでございますので、五十鈴神社に上がる町道五十鈴神社線につきましては、従前どおりの通行ができるということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 現在、五十鈴神社に行くのに大分うねっているんですけども、今後あの道路はあのままなのか。もしくはもっと行きやすいようになるのか。その部分を伺いたいと思います。

もう1点、関連になると思うんですけども、上の五十鈴神社に上る道路も大分傷んでいるようですので、優先順位あるんでしょうけれども、今後手直しする必要性を感じているのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問、改良の予定があるのかということでございますが、現段階では具体的な改良の計画というのはございません。これは前にも御答弁申し上げましたが、改善、改築したい路線はたくさんございます。その中で、今議員からも優先順位ということがございましたが、やはり優先順位等をつけながら、予算の許す範囲で修繕改築等は今後もしていきたいと考えてございます。

それと、2点目の御質問でございますが、路線が傷んでいるようなんだけれどもということでおございますが、帰りまして担当者に現地を確認させまして、修繕の必要があるということであれば修繕をさせます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前者も言っていましたが、五十鈴神社に上がる道路、やはり車が多数通って、あそこの道路の整備がされていないような気がするので、できれば修復工事を町にお

願いしたいと思います。そして、五十鈴神社の下の車が止まってたりする踊り場があるんですけども、あそこの管理も神社の持ち物で、神社関係でやらなきやいけないのか。

そして、五十鈴神社に3年前に上がっていったときに記念碑が立っていました。震災後だと思います。こういった形で、ここで子供たちが助かったんだというような碑でした。だから、あの場所というのは今後南三陸町における子供たちの語り部の場所、あとは戸倉小学校の子供たちが助かった場所、そういった形で語り部の戸倉地区の場所とも、私はなると思うので、その辺を考慮して、下の踊り場の部分、あの辺の管理はどこですか。その辺だけ町に聞きたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、踊り場というのがどこの部分なのか、大変申し訳ございませんが、町道敷なのか、神社の敷地なのか、現段階では判断ができませんので、当然ながら、町道敷ということであれば町で管理するもの。神社の境内ということであれば、神社さんで整備していただくものと考えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、行ったことないですか、あそこの場所というのは。下から見ても分かるんですけども、五十鈴神社がある森、あそこはやはり神社の氏子の持ち物で、さっき答弁されたように、踊り場というのは神社の山があって、その下に上っていって車を止めたりできるところなんですねけれども、そこに關して民地なのか、それともどういった土地になっているのか、その辺。

そして、私が言った語り部の場所、車がそこに上がって子供たちを連れて神社に行って、こういうことがあったんだという語り部の場所の、戸倉地区の一つの拠点として、何とかそこ の有効利用できないかという質問です。もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございますが、今地籍図等手元にございませんので、その踊り場がどういう位置づけの土地になっているか、分からぬ以上は大変申し訳ございませんが、詳細の回答はできかねるということでございますので、御理解をいただければと思います。

語り部の今後震災伝承という意味で活用といいますか、していきたいという件につきましては、当課だけですとお答えができる問題ではございませんので、私からの答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 航空写真を見れば、課長、分かると思うんですけども、この住宅街、以前ホテルもあったところなんですかけども、そこと五十鈴神社の間に土地があります。できれば、この土地の所有者を管財が分かっていたら、管財でぜひ調べてもらって、どこの土地なのか、後で教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（三浦清人君） 管財、今分かるの。分からぬ。

ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第140号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第141号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第141号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から5年間、南三陸町ひころの里を管理する指定管理者を指定したいため、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは議案第141号についての細部説明をさせていただきます。

最初に私からは選定経過などを説明し、事業者の概要などにつきましては農林水産課長より説明をいたします。

議案書に記載のとおり、指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、南三陸町ひ

ころの里でございます。

指定する団体につきましては、ひころの里コンソーシアム、代表阿部國博でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年でございます。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応するために、民間事業者の能力を生かしながら、サービスの向上、経費の削減などを図る目的で公の施設の管理を委ねる制度でございます。本町では、この指定管理者制度を実施している公の施設は、現在6つの施設がございます。今年度で指定期間の満了となりますひころの里について、指定管理者を公募したものでございます。

続きまして、議案関係参考資料87ページをお開き願います。

選定に至る経過について記載してございますが、応募につきましては1事業所でございました。審査は民間の委員2名を含む10名で構成しております指定管理者審査委員会にて、施設の効用の発揮、経費的なメリット、管理能力など8つの審査項目で審査いたしました。審査委員会のときのプレゼンテーションにおける質疑の中で、事業計画書等の記載内容等、一部誤解を招く説明がありまして、結果といたしまして各委員の評価点も大きな開きが生じたという状況がございました。その結果、事務局である当課として、後日改めて代表者から誤解を招いた事項などについて、改めてヒアリングを実施いたしました。その結果、管理体制、集客計画、運営に対する熱意を有し、候補者として的確であると判断し、改めて審査委員会に報告し了解を得られたものでございます。

なお、審査の結果につきましては、既にホームページで公表をいたしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、私から事業者の説明及び施設の概要等を説明させていただきます。

まず、ひころの里コンソーシアムでございます。この団体につきましては、今回の指定管理を受けるために新たに組織した団体でございます。コンソーシアムの言葉の意味でございますけれども、事業共同体という意味でございまして、事業目的を同じくする団体が集まり、同じ方向性を持って、このひころの里の指定管理を受けたいというところでございます。

なお、その構成団体につきましては、議案参考資料87ページの下段に一部記載されておりま

すけれども、グリーンウエーブ入谷構想推進委員会、あとは地元のN P O法人と合わせて8団体で構成されております。これを入谷地区の例えばさんさん館でありますとかいりやど、身近なスーパーマーケットということでサン直売所ですとか、Y E S工房等と結びつくことによって、入谷地区の地域振興を推進していきたいというところでございます。

この団体につきましては、単に歴史文化を継承するという、またその資源を適切に管理という大事な側面も、このひころの里、ございますけれども、それだけではなくて今まで関わりのなかった若年層が設立団体の趣旨に賛同して、この組織をつくっておりますので、地域の活性化を含めた入谷地区の地域振興に寄与したいというところでございます。

施設の概要につきましては、若干説明をさせていただきますけれども、松笠屋敷ということで母屋、離れ、長屋門等ございます。これが521.53平米、シルク館が442.2平米、ふれあい広場、ふれあい休憩所が57.1平米、アスレチック施設、目の前の広場が、8,200平米、合わせて9,220平米の施設でございます。この施設の利用の許可及び維持管理というものを担うというところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いします。まずもって企画課長が説明されました間違って評価されたということを話されましたけれども、その内容、分かっている範囲でいいですので、御説明願います。

それから、農林水産課長の説明で、団体名称ひころの里コンソーシアムということで、共同でやるということなんですかけれども、これ非営利団体なのか、有限会社なのか、その辺代表とありますけれども、どのような、会社組織にしているのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ヒアリングのときに、事業計画書読みながら、実際のプレゼンテーションを行いながら、質疑を交わしたんですが、その中で管理者を24時間体制で常駐させるという内容の説明がありました。そこについて実際どうなんだというのを、後日ヒアリングをしたというものでございます。実際は常駐、夜もそこに泊まってという考え方ではなくて常にそこに人が管理が、そのものを置いてといったような受け止め方のそごがあったような状況でございます。

そのほかにも、ひころの里そのものの現状把握が難しいということで、少し実態調査から事

業を検討していかなければならぬという発言もございまして、実際その部分はひころの里、須藤家の歴史も含めて、そういったものを詳細に語れる人も少なくなってきたというところで、今回の指定管理を受けるに当たって、そういった部分の細部まで調査検討をして須藤家の歴史あるいは建造物の価値、そういったものを共通認識を深めながら管理をしていくといったようなことで、説明している側と受け止める側でのそこがあったということが、結果点数にも幅の広い点数結果になったと。最高が委員では70点、最低が40点と、30点もの大きな受け止め方によって開きがあったということで、改めて代表者を呼んでヒアリングという形で確認をさせていただいたというものです。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 2点目の御質問にお答えをいたします。

現状では、任意団体という位置づけでございます。ただ、議員お話しされたように、営利を目的とするという団体の集まりではございません。特に、この団体を組織するに当たって出資を募って団体を構成したわけではございませんので、そこは非営利団体と言っても構わないんですけども、現状では任意団体という位置づけでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、ヒアリングの段階で評価点が70から40と、30の差があったということなんですかね、この阿部さんはグリーンウェーブ入谷構想促進委員会の中に入っていた方だと、今までやっていた人のように伺っていますけれども、その辺は先ほどの話を聞くと、まるきり中身が見えていないというお話でしたけれども、この方はこのグリーンウェーブ入谷、前からの、ヤマウチさんがやっていたときから参画していた人なのか。そしてまた非営利団体と申しますか、ここに構成団体等という人たちが入っていますけれども、その人たちの代表者が構成員となっているという認識でよろしいですかね。その辺もう一度お伺いします。

そして、この中に入っているのであれば、今までの流れとして分かると思うんですけども、企画課長の説明だとなんか24時間体制でというお話もあったようですが、私の知る範囲ですよ、そういう前からここに参画してやっているというお話があったので聞くわけですが、全然今までやっていた人たちの中に入っていたのか、別個の阿部さんなのか、その辺も併せてお伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今回のコンソーシアムの代表につきましては、グリーンウェーブの

構想促進委員会の代表でもあるということです。ただ、これまで、現在もそうですが、ひこの里を指定管理として管理しております振興会の中には、メンバーとしては、協力団体としてはグリーンウェーブはあるかと思うんですが、実際の経営の参画というのは現在は行つてない方ですので、改めて入谷全体、地域全体でコンソーシアムという名の下に、入谷に存在している全部とは言いませんが、様々な団体のよさを持ち合わせて、ひこの里を改めて価値を見直しながら指定管理をしていきたいといった趣旨なのかなと思っています。

○議長（三浦清人君）ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）私もひこの里はイベントあるごとに行ってます。そば作りとか秋祭り、シルク館、その辺歩いているんですけども、すごくいい環境と私は思っています。今回管理指定ということで、入谷地区の方々がこの施設をますます盛り上げたいと今回手を挙げて、町から指定をいただいた。この指定管理者制度について町からのこの団体への持ち出しの支援というか、助成というか、その辺の金額を知りたいんですけども、可能でしょうか。

○議長（三浦清人君）農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君）今回の指定管理に応募していただいた団体からは、指定管理料として年間970万円でございます。

○議長（三浦清人君）よろしいですか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）何点か伺いたいと思います。まず、第1点目なんですが、今回共同体となられた8団体なんですが、管理する上でやはり頭となるというか、主たる構成団体が必要だと私は思うんですけども、そういう団体はこのうちのどこなのか。もし分かりましたら。

今回の指定管理のお答えできる範囲内で、以前と違った新しい取組等プレゼンがあったかどうか。そこを伺いたいと思います。

公募の方法なんですが、以前神割等とプロポーザル等あったんですが、今回の公募の方法はどのような形だったのか。

もう1点は、87ページのあれから見ると公募期間が10月1日から16日、そして説明会が10月8日となっているんですが、公募期間中に説明会が開かれた主な理由を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）私から2点目、3点目について御回答させていただきます。

新しい取組はということでございますが、いずれ自主事業の充実という部分が非常に強く申しておりました。提案の中でもそういった部分が非常に色濃く出ているような提案だったのかなと思います。それと、次の世代にしっかりと須藤家の歴史、先ほども言いましたが、建物の価値といったものをつないでいくんだという意識が、随所に表れた事業計画であったと思っております。

次に、プロポーザルかということですが、公募でございますので、公募型プロポーザルと同じようなやり方で選定を行っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 1点目の主たる管理はどこでやるのかというところでございますけれども、當時その施設で建物を管理するという部分が、どの団体かということではなくて、この団体が管理する者を決めて、その人にやってもらうという内容のようです。その8団体あるどこかの団体が行うということではなくて、このコンソーシアムで人を選定して、その方に當時施設の管理をやっていただくという内容だというところでございます。

4点目の公募期間中に公募説明会をやったのはどういうことだというところでございます。公募の期間は確かに16日までというところなんですけれども、それ以前に興味のある団体、個人も含めて問合せ等がございましたので、その問合せに答えるべくその方々を集めて、まず施設の概要ですとか内容が分かる部分を、当課で説明をまずもってするという内容でございますけれども、結果的に問合せは4社ほどあったんですけども、説明会には1社しか来なかつたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1つだけ、新たな取組という部分で申し上げるのを欠落していた部分がありますので、あえて申し上げますが、今回先ほど農林水産課長からも話がありましたけれども、若年層がひこの里の活性化について、非常に地域として盛り上がっているお話をいただきましたが、そういうことで団体からはこれまでの単に入谷地区の財産というひこの里ではなくて、南三陸町のひこの里ということで、町全体を代表するような施設に情報発信をやっていくという非常に高い目標を持っているのが、今回の事業計画の内容で顕著な点かなと思っております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 主たる団体ということで聞いたんですけども、団体全部で決めるという答弁でした。そこで委託料の主なる部分は、多分人件費等だと思うんですけども、そ

といった割り振り等はやはり全員で決められるのか。もちろん決めるんでしょうけれども、そこで事務を執るというか、そういった団体は必要ないのか。共同でみんなやればできるのか。その辺確認させていただきます。

新たな取組ということで来たんですけれども、自主事業、若い世代の方たちがやる気を持っているということで伺ったんですけれども、やはり指定管理する上で、私たちも認定する上で、先ほど施設の説明がありました。松笠屋敷、別館、シルク館、アスレチック、広場、そういういたやつをどれ一つでもいいんですけども、例えば新たな取組として松笠屋敷でゲストハウスみたいなのを、当然法令上はできないのかもしれませんけれども、そういったこととか、広場を利用してマルシェ以外にも取り組むという具体的の何かが今回の審査で出でていましたら、答えられる範囲で、これから検討するということなのかもしれませんけれども、そのこのところを再度確認させていただきたいと思います。

団体の問合わせは4つくらいあったということなんですが、最終的にはこの団体のみということでおわかったんですけども、この団体は町内の団体だったのか、そうでなかつたのか。その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、1点目の経理と事務を執る方というところでございますけれども、先ほどの主たる管理と一緒に団体が集まってその中の団体を代表するわけではなくて、経理をやる人を決めるという内容でございますので、その8つのある団体のどの団体が経理をやることでなくして、その団体の中の8つの団体の中で決めて、誰がやると決めるということでございます。

2点目の新たな取組というところでございますけれども、例えば母屋を使って結婚式をやるとか、あとは文化財指定になっていない離れがございますので、そこは今後宿泊施設として使えば非常に需要があるのではないかという話もございますし、広場につきましてはこれまでどおりマルシェとか秋祭りは行うんですけども、今現在かやぶき屋根をふき替えして間もなく終わるんですけども、そのふき替え後のカヤを広場の片隅に集めて、そうするとカブトムシが来ますので、カブトムシを繁殖させて町内外の子供たちとのふれあいの場をつくるといった様々な構想等があるというところは伺っております。

3点目の問合せなんですけれども、町外もございましたし、町内の方もございました。ただ、共通して言えるのは、そういった方々に関してはただ単に施設の管理、草刈りとか、そういったものをやればいいのではないかという勘違いをされている方がほとんどでしたので、実

際説明会には1社しか来なかつたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かりましたので、最後に伺いたいのは指定管理を970万円を予定しているという先ほど説明があつたんですが、これまでと幾ら、指定管理料が増えた分は多分人件費等もあるのでしょうかけれども、新たな取組のために増えたのか。そのところ、どのような状況で指定管理が増えたのかを確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） これまでの指定管理料に関しましては680万円でございました。したがって、大分上がっているんですけれども、本来、何ていったらいいんでしょう、なかなか、現在の人件費の高騰もございますし、あとはなかなか本来の常駐での管理という部分では、正直この金額では賄えなかつたというのが正直なところのようでございます。これまでの方はすごく献身的に管理していただいて、手出しもあったという話も聞いております。今回、ボランティアみたいな形ではなく、正規の金額を詳細にはじき出した結果、この970万円という金額が出たということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、私からは指定管理者が今度替わるということでございますので、まずもって駐車場の整備をお願いしたいと思います。というのは、ちょっとした雨でもがけが崩れて、木が倒れてというと、駐車場の半分が使えないということで、年間のイベント、相当あるんですが、そういうことで使えないということでございますので、できるだけ駐車場の整備をお願いしたいと思います。

それとさつき課長申されましたけれども、私も以前質問させていただいたんですけども、アスレチックの話が出ましたけれども、アスレチック、今ないんですよね。だから、新しく造ってくれるのかなと思って一瞬喜んだんですが、滑り台の上部にできればあそこに上がる台ですね。以前質問では下から上ればいいんだという話でしたけれども、そうではなくてできるだけ上から滑るような滑り台にしてほしいなと思います。

それから、今屋根工事も大分進んで、終盤にかかっているのかなと思います。さつき課長の話ですと、カブトムシの養殖にもつながるようなお話をされていました。そうなると小さい子供たちも大分、今まで以上に来るのかなと思います。ですので、山の部分ですね、遊具のある場所をきちんとした整備をしていただいて、松くいの松なども撤去していただくという形で進めていただければと、安心して新しい管理者がスムーズに運営できるのかなと思いま

すので、その辺考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 施設につきましては、駐車場のみならず、トイレ等も故障している箇所もございますので、新たに指定されます管理者と協議をいたしまして、効果的な整備を行いたいと思います。アスレチックの部分に関しましても、確かに今度は子供たちが大分集まるような施設という部分を、考えているということですので、そこは指定管理者と協議して前向きに検討させていただきます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 安心してお話を聞かせていただきました。とにかく、新しい管理者ということでございますので、安心した管理が、安全な管理ができるような形で、ひとつ進めていっていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。ないですか。農林水産課長、後ででいいですから、業務内容、要するにあとは970万円の根拠といいますか、内容、後で、明日でもいいですから、資料を出していただきたいと思います。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第141号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第142号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第142号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から5年間、南さんりく斎苑を管理する指定管理者を指定したいため、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求める。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは議案第142号の細部説明をさせていただきます。

先ほどと同様に、選定経過につきましては私からを説明し、事業者等の概要につきましては環境対策課長より御説明をいたします。

議案書の1番目の、指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、南さんりく斎苑でございます。

指定する団体につきましては、登米市の株式会社清建、代表取締役小野寺憲幸でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年でございます。

次に、議案関係参考資料の88ページを御覧ください。

指定管理者制度につきましては、先ほど141号で御説明いたしましたので、割愛させていただきますが、ひころの里と同様、南さんりく斎苑につきましても、今年度で指定管理期間が満了となることから、指定管理者を公募いたしたものでございます。

選定に至るまでの経緯につきましては、資料に記載のとおりでございますが、応募につきましては1事業者でございました。審査につきまして指定管理者審査委員会におきまして平等な利用の確保、経費的なメリット、地域振興への寄与まで7つの審査項目で審査し、一定の基準を満たしたことから、候補者として選定したものでございます。

なお、審査の結果につきましては、ホームページで既に公表をしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 引き続きまして、私から指定管理者の事業者、業務概要等につきまして細部説明をさせていただきます。

当該施設につきましては、平成19年12月より指定管理者制度を導入いたしまして、今提案で3度目の更新手続となります。企画課長より御説明いたしたとおり、新たな指定期間は平成3年4月1日から8年3月31日までの5年間となります。現指定管理者である株式会社清建を、引き続き指定管理者として指定したいというものでございます。

指定管理者の業務内容につきましては、南三陸町南さんりく斎苑設置及び管理条例第9条の規定に基づき行うもので、主な業務といたしまして施設の利用許可等の火葬業務や施設の維持管理に関する業務となってございます。

以上、簡単ではございますが、私からの細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（三浦清人君） 課長、指定期間、平成じゃなくて令和3年。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 失礼しました。令和3年ということで。訂正をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か質問したいと思います。指定管理者制度は、私が1年生議員のときに、10年ぐらい前に町の公的施設を民間に委託するという事業でもって始まったように、私は記憶しています。そして、民間に委託ということで、町にとっては職員の配置とか、そういう面で、随分経費的な削減が得られたのか。この辺お聞かせください。今分かる範囲でいいです。

あとは、先ほどもひころの里について聞きましたが、指定管理者の管理料としての金額、そして先ほども5年前の金額から大分、200万円近くぐらい上昇していますが、その辺の内容、分かる範囲で教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 職員の削減数ということで、大分前に振り返って考えたんです。実際積み上げておりませんので、かなりの人数は削減だったのかなと思います。特に、平成の森などは、あそこの管理事務所に職員複数名、3名程度いた時期もございましたし、そういうことからすれば、職員が常駐しなくても管理、こちらの役場で携わっている状況もございますので、そういう積み上げは行ってはおりませんが、実際これを直営でと戻した場合は、十数名は職員の人数とすれば割かれる状況になるのかなと思っています。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 現在の指定管理料につきましては930万円です、年間ですね。これが、今回新しい提案では980万円という御提案がなされております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 930万円から980万円ですか、そこに上がったと。先ほども言っていましたけれども、人件費とかそういうこともあると思うますが、斎苑に関しては人口減少の中で火葬する仕事が、やはり稼働率というか、その辺が減っているのではないかと思うのですが、その辺の5年間でしたら5年間の推移、そこから逆に管理委託会社の人数の動く率を計算す

れば、ある程度斎苑の使用料も少なくなつて、減額にもつながるのかなと思っていましたので、その辺もう一度お願ひします。

あと、企画課長から説明されたのが、私は町の財源としてやはり町長が話されたのは、町の財源として出る部分があつて、それを職員の数も影響してくるんだという観点から質問しました。だから、財源的には指定管理で民間委託したことによって、財源的には支出が減少したという答えが返ってくるのかなと思っていたが、人数とかそういう面を話されましたので、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

あと、企画課に行って取りあえず指定管理者制度を利用している団体は幾つだということで、そしたら先ほど課長から6か所という話を聞きましたが、今後の指定管理の動きには生涯学習センターとか視野に入っているような話も、議会の中で聞きましたが、今後の指定管理者制度の方向性というのは、今時点で分かっていましたら、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、私から遺体と動物の火葬の件数を数字を述べてまいりたいと思います。平成28年からですが、遺体の火葬件数が195件、29年が265件、平成30年度が276件、平成元年が244件となっております。それから、動物が平成28年が73件、平成29年が83件、平成30年度が100件、令和元年度が85件ということで、ここ3年近辺は火葬、遺体、動物にしても増加傾向ということが言えるかと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 経費の削減につきましては、当然ながら当時やっていた管理料をベースにしますと、それより安価な指定管理料になっていますので、ただその積み上げという部分では、今その資料はございませんが、間違いなく経費の削減には至っているというものでございます。

それから、指定管理そのものの今後の方向性ですが、以前にも関連する議案等でお話をさせていただきましたが、公民館につきまして指定管理でできないかという部分を検討させていただいております。なお、今後今般追加提案しております道の駅の伝承施設につきましても、指定管理という方向性を持ち合わせて検討を進めているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 動物、そして人間というか、その辺に関しても火葬の大きな減少はないという形ですので、人口減少が叫ばれていますが、この辺の部分というのは、人体の焼却に關してもまだ高齢者が続くことで、最近も亡くなる方が結構多いような感じをしているので、

その焼却は同等の推移をしていくという感じで、私は受け止めています。

あとは、動物に関してなんですが、今どうしても一人暮らしとか高齢者とか、その方々は寂しさからやはり動物を飼ったりとか、その方向に動いているので、その辺で動物の焼却も、同等の推移で減少はしていないという方向なので、その辺の管理体制というのはやはりしっかりしていくべきだと私は思います。金額についても大体昨年同様だと思いますので、その辺はしようがないのかなと思っています。

今、課長から今後の方向性ということで、公民館を管理委託制度したいと。そのほかに道の駅も同等の形で進めたいと。やはり、伝承館に関しては結局規模も大きくて、公民館よりもはるかに大きいものなので、やはり人員をそこに町で配置するというのはなかなか財政が厳しい中で、その専門の人たちをそこで勤めてもらうことによって、道の駅、そして伝承館、祈念公園のさらなる集客にもつながっていくのかと思いますので、大変でしょうが管理委託制度、この制度は今の時代でどこの自治体もやっていますので、その辺あまりお金からないような形でできれば進めていただきたいというのが、私の本音です。ひとつよろしくお願ひします。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1つはこの施設、設立年月日、昭和48年10月1日といいますと、30年は経過しているわけなんですけれども、今後今環境対策課長が申されたように、年々増加されていっていると、高齢化人口も多くなっていますので、ますます増加なるのかな、見込みかなと思われますけれども、この窓、施設の今後の基金などを積み立てて修理あるいは新設にせよ、そういう基金などを設ける必要がないかどうか。これから、今後の今管理委託の関係ですけれども、それに関連してお伺いするわけです。

それが1つと、これから1から7までの審査項目がありますけれども、明日、前の議案の関係で業務内容の提示が議長から話されましたけれども、一応私たちもこれ公表になっているということなんですので、明日でいいですので、1から7の審査項目、それらも公表の資料として提示させていただきますように。これは議長の計らいでお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 7番。質問の中で、火葬場が30年たっているという話なんだけれども、多分会社の設立年月日を見たと思うんですよ。これ、株式会社清建の会社の設立年月日なんです。建物の建てた年月日じゃないですから、30年はたってない。たしか、合併後だと思うんだよね。それはいいですね。

○7番（及川幸子君） はい。

○議長（三浦清人君） 答弁。環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） すみません、今、議長さんがお話しされたとおり、斎苑が建設されましたのは平成19年12月ということあります。ですから、おおむね10年ということで、10年過ぎたところということで御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 答弁はないのかな。ない。いいですか。（「資料」の声あり） 私から話しておきます。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。今回、3度目の更新ということで、説明がありました。そこで伺いたいのは、ここ5年の間に利用者の方からこれまで町にいろんな改善点等、苦情とまではいかないまでも、そういった声が届いていなかったのかという確認をお願いしたいと思います。その都度対処はしているんでしょうけれども、今回の更新によって、もしそれらの部分で改善される部分があったらお答えいただきたいと思います。

もう1点は930万円から980万円への委託料の増額ということなんですねけれども、50万円分、もう少し詳しく増額理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 斎苑に関する苦情ということですが、大きな苦情というものはございません。1年に1回葬祭業者、それから斎苑管理者、町が入っていろいろ火葬するまでの打合せをする会議がございます。その中で、やはり事務手続上の問題としていろいろ工夫を御提案いただいたり、あとは一時的なものなんですが、どうしても煙が一番熱が上がる、発火した状態のときに若干煙が出たりする部分で、町民の方からお話がありましたけれども、業者といろいろ打合せをして、その改善は図っているところでございます。

それから、930万円から980万円に指定管理料が値上げされたということなんですが、内容を見ますと、主に人件費の部分の値上がりという状況となっておるところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第142号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第143号 令和2年度南三陸町病院事業会計資本金の額の減少について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第143号令和2年度南三陸町病院事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第143号令和2年度南三陸町病院事業会計資本金の額の減少について御説明申し上げます。

本案は、南三陸病院の財務状況を的確に示すべく、資本金の額の減少を行い、累積された欠損金を整理することとし、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては病院事務長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、議案第143号令和2年度南三陸町病院事業会計資本金の額の減少についての細部を説明させていただきます。

議案書は41ページ、議案関係参考資料は89ページとなります。

改正の趣旨、目的は町長提案のとおり、震災前の旧志津川病院から引き継いでいる自己資本金と33億円余の繰越欠損金を、いわゆる減資という制度を利用し整理することにより、震災後の新たな体制、新病院の経営状態をより的確に示すことにより、信頼される医療の推進を図るものであります。

参考資料を基に説明をさせていただきます。

まず1の議案の概要を説明いたしますと、自治体の一般会計では、数年にわたって活用する機器などの購入費は、全額が当年度の費用となりますけれども、企業会計では医療機器など購入費用の全額を支払っているにも関わらず、耐用年数に応じ毎年現金の支出を伴わない減価償却費として計上され、その減価償却費分に相当する収益が確保できない場合、総益収支において純損失が生じることになり、これらが毎年繰越欠損金ということで、現在積み上がっている状況でございます。南三陸病院の場合、承認いただいた令和元年度決算額として33億4,900万円の繰越欠損金がありますが、現金の支出を伴うものではなく、また金融機関などの借入金を表すものではない、あくまで帳簿上で積み上がったものであります。参考までに、平成29年度における全国に630ある自治体病院の累積欠損金は、1兆8,000億円に及ぶという

数字が出ております。

これまで、地方公営企業は事業の維持拡大を前提としていたことから、地方公営企業法では減資の制度を設けていませんでした。しかし、事業の統廃合などで必要となる場合などに、議会の議決を得て減資ができるように、4番にあります減資の背景のとおり、法律が改正されたことから、この繰越欠損金を整理することが可能になったということでございます。

一方、自己資本金につきましては、民間でいうと株式資本に当たるもので、固有の資本金や繰入資本金として、一般会計などから受け入れた出資金などが計上し、積み上がってきている数値でございます。この自己資本金は、繰越欠損金と同様、過去から積み上がっておるもので、令和元年度末で31億2,700万円となっております。

1の議案の概要の当該年度当初額と、令和2年12月現在の自己資本金と繰越欠損金の額は、令和元年度の決算時の額でございますので、同額となっております。議決による振替を行おうとする金額でございますが、3番の減資する金額の根拠にお示ししたとおり、東日本大震災により被災、滅失した志津川病院としての決算時の自己資本金額を根拠としております。その理由は、同じく5番減資の効果の説明にお示ししたとおり、旧病院から引き継いでいる数値の精算という観点から決定した金額であります。なお、この提案に当たってはその妥当性について当病院の担当税理士にも相談申し上げ、御理解を得ているところであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろ難しいようですが、自己資本金、今の説明を聞くと、いろいろな資本だけ、資本金だけのような説明だったんですが、箱物、病院等の箱物分というのはこの資本の中には入らないんですかね。

それから、利益剰余金、精算した後に8億8,000万円残っているんですけども、これはこの分については平成23年度、津波以降の分なんですかね。その辺あたりは何ていいますか、どこで切っているのか。どこからどこまでの分を減資したのか。振り替えたのか。その辺あたり詳しく教えていただきたい。

震災で結局病院をなくして、した場合に箱物がなくなったから、その時点でやるべきだったんでしょうが、なかなか忙しくてということ、そこは理解します。ただ、そこで資本注入とか、そういうのはまた別物なんですかね。よく、生産団体なんかでは、全てのものをなくしたので資本注入して合わせたという経過もあるんですけども。病院の場合と、考え方方が違

うのかどうか。その辺。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それではお答えいたします。

資本金は先ほども申し上げましたとおり、今回自己資本金として捉えておるのは固有資本金、これは多分組合設立というか、両町で志津川病院を立ち上げた際の持ち合った資金等をずっと引き継いでいるものが、固有資本金として1,200万円ほどあるんですが、それ以外は繰入資本金ということで、これは先ほど説明したとおり、4条予算で町からの出資金として資本形成のために、ずっと過去の病院時代から積み上げている金額が25億円だという計算になって、現在は現在価格だと30億円になっているということでございます。

それから、区切りはどこかということなんですが、先ほど申し上げましたとおり、平成22年度の決算、病院が流失して減失しまして資産も3億円まで減少したんですが、会計上のルールとして25億円というのだけが残っていたというような状況でございまして、これに対しましては自己資本金が24億5,900万円に対しまして、この当時の繰越欠損金が25億1,700万円ほどあります。差額が数千万円あるんですが、これについてはこれも落としてしまうというわけには、どうしても会計上自己資本金をそれに充てるということになるので、その分も含めて震災以後の繰越欠損金の合計額として8億8,000万円の数値になっていくという内容で、8億8,000万円になっていくという内容でございます。

それから、法的な処分は先ほど説明したとおり、被災当時にやはり税理士さんに相談した経緯があったようですが、その当時法律ができておりませんで、こういった減資という制度を活用することができなかつたと。平成23年の法律改正で24年4月1日に施行されたということで、その当時は復興のまさにさなかで新病院の建設等に当たるために、こういった経理の処理ができなかつたということで、今回の提案になったということを、ひとつ御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） なかなか1回や2回聞いても分かる話でないんですけども、減資の目的あるいは減資の効果、この文言を読むときにですね、もう少し早く、せめて新しい病院の1回目の決算あたりまでにこれをやるべきでなかつたのかなと。そして、重いものを下ろして、背負っていたものを下ろして、新たな病院で出発していくことが目的であり、効果にならないかと思っているんですが、その辺あたりに当時の難しい状況ですから、今締めてもそういうことはなかなか言えることではありませんが、そう思うんですが、その辺あたり

いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） お話しのとおりなんですが、当時の現状を思い出していただければ、ここまで思いを至らせるということは、正直申し上げて全く無理でした。当時は米山病院、今年で丸何年だ、新病院、丸5年になりましたが、当時のことを思い出していただきたいんですが、米山病院に入院施設をお借りいたしまして、先生もスタッフも看護師もとにかく片道1時間、毎日のように行ったり来たりということをやりながら、医療業務を担ってきたということがございまして、当時まさしくここまで思い至るということについては、残念ながらなかったというのが正直なところであります。

去年12月でしたっけ、菅原議員から累積債務の件についてお話をいただいた際に、そのとき私が答弁させていただいたのは、地方公営企業法が改正になったと、したがってこういう減資という形ができるということで、昨年12月に初めて菅原議員に答弁させていただいて、その際にも菅原議員から、できるんだったら早めにやって身軽にしたほうがいいんじゃないかという御指摘をいただいて、いろいろ税理士さんとこれまでも調整をしながら今回の提案ということになりましたので、ここはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今回、減資ということなんですが、企業会計ですね、私も会社経営やつたことあるんですけども、基本的には損失の処分に際しては期末で行うのが、会計制度上一般的なのかなと。ですから、会計年度が3月末であれば、3月末時点での数字で損失額を処分するというのが、一般的なやり方だと思うんです。なぜ、この12月の期間中、中間でこういった減資をするのか。かなり危機的な状況にあるんじゃないかなという誤解も、生むかもしれないと思うんです。そのなぜこの12月の時点で減資をするのか。そのあたりの事情をお聞きしたいのが1つと、振替するわけですけれども、一般会計に負担が回ると思うんですが、24億円、一般会計でキャッシュフローがどうなるのか、心配がないのかどうか、キャッシュフロー、問題ないのか。そのあたりも一応確認をしたく思います。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 全く議員さんのおっしゃるとおりで、期末に処理をするのが一般的になるかと思いますが、御存じのとおり、企業会計の数値確定して議会の承認を得るのが、9月の決算のタイミングということでございまして、その額の決定を待って今議会での提案ということで、基本通常の一般企業みたいに数字が動いているという前提で

なくて、その決算の額に対しての減資だという捉え方をしていただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、一般会計には一切影響を与えるものではありませんし、また経営状態が改善するものでは全くございません。会計上のあくまでも処理ということで、キャッシュフローには一切影響を与えないものと捉えていただいて結構でございます。

○議長（三浦清人君）ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）1点だけ。先ほどの説明で減価償却の分を減らすような説明があったんですけれども、その部分を少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君）減価償却ですが、一般的には建物、病院ですと49年の耐用年数があるわけなんですけれども、それで均等に毎年減価償却ということで、数億ずつ減価していくわけですけれども、その分を次の整備のために、民間の企業ではその分を積み立てできるくらいの収益が上げられれば、これはマイナスにはなってこないということになるんですが、公営企業の場合は現金ベースでは、もちろん収支は均衡を保っているわけですけれども、減価償却費、支出の伴わない会計上のマイナス分については、その部分まで営業収益を上げることができないと、そういう形でマイナスで積み上がっていくという解釈になるということです。

ですから、民間の企業だとその部分も含めて蓄えをしておいて、数十年後にまた新しい工場を建てるときに、そのお金を使って建てるということになるんですが、自治体の公営企業会計はそこまで至っていない。病院事業会計についてはそこまで至っていないという状況になっているところでございます。

○議長（三浦清人君）今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）そのところは分かったんですけども、先ほどの答弁でもあったように、実際の何ていうんですか、損益等には関係ないという答弁があったんです。そこで伺いたいのは、例えば減価償却の分を減額することだったんですが、そこで固定資産の分は価格というか、評価額は変わるものか、変わらないのか。例えば、減価償却の分を固定資産から減額して評価していくという帳簿上の、そのところを確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君）取得価格は、帳簿上はそのままということになりま

す。多分、資産価値がどんどん減っていくということになります。

○議長（三浦清人君） 固定資産、要するに、毎年建物も減価償却で減っているということを聞きたいんでしょう。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回の減資によって固定資産の、通常ですと先ほど事務長説明あったように、民間だとその分蓄積になっていくんでしょうねけれども、病院会計のときはそうならないというんでしたら、今後の評価する上で、イニシャル分のやつがそのままずっと続いているわけなんでしょうか。そのところだけ、もう1回確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 現在は新しく建築したばかりで、資産取得した消費税分の償却とともに加わっていまして、額は大きくなるんですが、5年を過ぎるとそのマイナス分は、どんどん小さいものになってくるかとは予測しているところではあります、今具体的な数字は持ち合わせておりませんので、説明できないんですけれども、続くことは続くということです。

○議長（三浦清人君） これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時52分 延会